

平成 1 9 年 第 1 回 御代田町 議会 定例会
議事日程 (第 3 号)

平成 1 9 年 3 月 1 3 日

日程第 1 一般質問

平成 1 9 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 1 9 年 3 月 9 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 1 9 年 3 月 9 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 1 9 年 3 月 1 9 日	午前 1 1 時 5 3 分

第 3 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 1 9 年 3 月 1 3 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 1 9 年 3 月 1 3 日	午後 3 時 2 4 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8		
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	内 堀 千 恵 子	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	中 山 美 博	出 席
5	内 堀 恵 人	出 席	1 2	荻 原 達 久	出 席
6	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 3	柳 澤 治	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席	1 4	土 屋 実	出 席

会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 柳 澤 治
	1 番 古 越 日 里

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	茂 木 利 秋
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	総 務 課 長	土 屋 敏 一
企 画 財 政 課 長	古 越 敏 男	町 民 課 長	南 沢 一 人
産 業 建 設 課 長	武 者 建 一 郎	生 活 環 境 課 長	中 山 秀 夫
教 育 次 長 併任こども課長	土 屋 洋 一	人 権 政 策 係 長	荻 原 浩
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 1 回定例会会議録

平成 19 年 3 月 13 日（火）

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（土屋 実君） おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

- - - 日程第 1 一般質問 - - -

○議長（土屋 実君） 日程に従いまして、これより一般通告質問を続行いたします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
187	6	中山 美 博	選挙公約について
204	7	荻 原 達 久	学校給食について
219	8	市 村 千恵子	同和事業の完全廃止はどのように実行するの か
			公約の具体的実施は
239	9	柳 澤 治	学校給食のあり方について

順次発言を許可いたします。

通告 6 番、中山美博議員の質問を許可いたします。

中山美博君。

（ 11 番 中山美博君 登壇 ）

○ 11 番（中山美博君） おはようございます。

通告 6 番、中山美博です。議席番号 11 番です。

まずは、追い風の中でご当選いたしました新町長に対して、おめでとうとごあいさつを申し上げます。しかし、1万4,000人の人口を抱えながら、町長の舵取りをしっかりとっていただくことをお願いするものでございます。

それでは、私が通告いたしました件名、選挙公約について、当面する 4 項目につ

いて、新町長の考えをお尋ねいたします。

今回の町長選は、我が派の土屋前町長は2期8年、21世紀に向けて町将来の展望を見据えながら、堅実な町政運営を行ってきました。

第4次長期計画をはじめとする、町の推進計画を立ち上げ、任期最後の仕上げをする矢先に、逆風に晒されて惜敗いたしました。ま、残念なことであると私は思っている次第でございます。

新町長は、共産党を持ちながら、党籍を持ちながら、無所属に鞍替えして当選の栄を得たが、まず選挙違反すれすれの文書合戦と、世相の流れと、選挙戦に対する手法がまず難しくなったのが現実であったと、そんなように思うわけでございます。私たち野党は、選挙結果を真摯に受けとめ、新町長の対決姿勢を新たにして、是非を持って、希望の持てるまちづくりのために頑張ったいと思いたいと思っております。

そこで、新町長が掲げた6つの政策の中で、私は4項目についてご質問をいたします。

第1点目として、1市2町で進めてきた、ごみ焼却問題です。これは昨日もこの問題がクローズアップされて、質問いたしましたわけですが、私は私なりの角度を変えながら、ご質問をしたいと思います。

町長は所信表明の中で、ごみ処理は見直すと強調しているが、小諸市と軽井沢町と十分協議をすると述べている。今後、この問題、重要な問題でございます。どうかひとつ、1市2町でどう取り組むべきか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町長、茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 中山議員のご質問にお答えしたいと思います。

私、昨日もいろいろな角度から質問をいただきまして、答弁をしてきたところでありますけれども、確かに今度の町長選挙では、ごみ焼却場の苗畑への建設という問題が争点の大きな1つとなりました。私に投票していただいた4,333人の方、全有権者で見ますと39%ですし、過半数には至っておりません。また、ご支持をいただいたすべての方々が、ごみ焼却場の建設の見直しに対して、みんなが同じ意見というわけでもございません。確かにご支持をいただいた方の中で、いろいろな

意見があるのも事実であります。それは昨日も申し上げましたけれども、苗畑はやめたほうがいいという方もいれば、焼却場は町内のどこかには必要ではないかというご意見や、イーステージの委託をいましているわけですけれども、この委託を続けなければならないかというご意見や、単独で小さな焼却場をつくればいいのかと、こうしたご意見など、ご支持をいただいた皆さまの中でも、ごみ焼却場の苗畑への建設問題、また町のごみ処理のあり方については、さまざまなご意見があるのは、よく承知しております。

また、土屋前町長に投票された3,215人の方々の思いも、十分に町政の運営に対しては尊重されなければならないと考えています。

そうしたうえで、私は昨日の答弁の中で、もう少し整理をしてみますと、今後の私の公約したごみ焼却場の苗畑への建設の見直しということについては、この見直しをどう進めるのかという基本点は、3つお示しをさせていただきました。

まず1つは、共同事業を進めている小諸市、軽井沢町との話し合いをしっかりと行って、絶対に信頼関係を崩さないように、十分注意して対応するということが、きわめて重要な課題だということでもあります。この問題につきましては、ただ単にごみ焼却場の建設をどうするのかという問題ではなくて、浅間山麓のこの連携した3自治体が、いろいろな共同事業を今後進めていくうえで、そのごみ焼却場の問題で躓いて、有効な自治体間の関係が損なわれることになれば、御代田町が浅麓の中からも孤立するような事態も生まれる危険性もあるわけです。そうしたことから、この問題については、3自治体の信頼関係、このことを重視するということは、基本中の基本だというふうに思っています。

2つ目が、建設予定地となっています地元塩野区の皆さまとの関係であります。塩野地元区の皆さまには、この計画が持ち上がって、区の中でさまざまな意見が出て、そのとりまとめに、区長さんをはじめ関係者の皆さんが大変ご苦労されているということを十分承知しております。こうした皆さまのご苦労されてきたことを、しっかり生かす、しっかりと協議をして、合意をいただいていく、このことなしには、この問題の見直し作業が進まないというふうに思っています。

3つ目の基本は、これまで町として提言をした中で、協働のまちづくり懇談会が長期にわたってさまざまな角度からご検討が行われ、また浅麓地域ごみ処理総合検討委員会の皆さまが、これまで長期にわたってさまざまな研修や研究、調査、そし

て議論を重ねて、その成果が具体的な形として実ってきているわけでありませう。こうした皆さまの議論を十分生かす方向で、見直し作業も進めていかなければならないと思っています。

こうした個々の問題については、こうした3つの基本に基づいて、どのように具体化していくかということで検討作業を進めてまいります。基本をしっかりとすえて、今後の作業にあたっていくという視点が大事だと思っています。以上です。

○議長（土屋 実君） 中山美博君。

○11番（中山美博君） そこで、私どもといたしましては、私も浅麓地域1市2町で進めております。1市2町で進めてまいりました浅麓ごみ処理総合検討委員会を、平成17年7月に第1回目の委員会を立ち上げて、信大工学部教授富所委員長を筆頭に、総勢20名で議論、討論を重ねてきた経緯でございます。この間、事前調査3回、また塩野区の、地元区の皆さま、それから活性化委員会の皆さま、小沼地区の旧小沼地区の方々の皆さんとともに、いわゆる事例調査、研究を重ねてきた経緯がございます。各処理場を見ますと、安心・安全・安定といった処理場が、すばらしい最先端の機種をもってやっていて、何ら地元には問題はないという調査結果を踏まえてございます。それで18年11月に会議が続行されまして、終了と同時に提言書を前町長、土屋町長に提示したわけでございます。規模は60トン、24時間稼働と設定し、ごみの柔軟性のあるストーカー方式と、また残さ、溶融化物、スラグにして、資源化できるガス化溶融方式を提案してまいったわけでございます。

前町長は、これらの提案に対して十分住民協議を重ね、いま茂木町長も言っておりましたとおり、十分住民の協議を重ね、施設建設を実現したいと述べ、そして理事者会議で最終的に処理方式を決めたうえで、いわゆる環境アセスメント、環境影響調査の予測評価に入るといった段階を踏んでいたようなわけでございます。

そんな中におきまして、ごみは一日足りとも休むことができないのが現状であります。この重要な時期に、前土屋町長が去ってしまった。あなたは、茂木町長は6つの公約のチラシの中に、水源があるからといって簡単にだめだということを訴えておりますが、白紙に戻すということを訴えておりますけれども、その考えを表明したと同時に、この水源に対する立証はどこにあるのか、私は不安でございます。この立証がどこにあるのか、それをお答え願いたいと思うわけでございます。お尋ねします。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

これまでも全国各地、また日本の各地でごみ焼却場の建設地については、賛成・反対のさまざまな運動があり、またその場所場所によっていろいろなご意見が出てくるわけでありまして。いまの上田のごみ焼却場の場所の選定なども見ていまして、やはりそれぞれの地域でそれぞれの理由が出されて、反対運動が強まっていると、このように見えています。

基本的には、ごみ焼却場の施設が確かに技術的にはかなり昔からその技術が非常に過去よりも安全性が高まっているということは、確かに言えると思います。しかし、ごみを焼却するという、このこと自体が、例えばそれは、その焼却するごみがプラスチック類が多いのか少ないのか、またどういうものが燃やされるのか、このことによって、その環境に対する影響というものは、また違ってきます。したがって、こうしたさまざまな環境への影響が、長い時間をかけてどうその影響を及ぼしていくのかという点について考えますと、今度のごみ焼却場の建設は、いまは15年というスパンで建設費その他の検討がされていますが、しかし、現状から考えますと、いまつくるごみ焼却場は、今後何かあったときに、次の代替地を求めるということは非常に難しいということから考えますと、長期にわたる稼働になる可能性があると考えています。そうした場合に、仮に微量の影響であるとしても、水源地、ただ単に水源地というだけではなくて、この浅間山麓の苗畑周辺の水源地は、小さな水源地ではなくて、かなり広域的に水道の水源地を供給している水源地であります。小さな水源地ではありません。こうしたことを考えたときに、やはりごみ焼却場の建設の最適な場所と言えるのでしょうかということが私の考えです。でき得れば、こうした環境に与える影響が、何らかの形で悪影響を及ぼす危険性のあるところは、でき得る限り避けるというのが、やはり基本的には考えるべきことではないかと思っています。以上です。

○議長（土屋 実君） 中山美博君。

○11番（中山美博君） いま、その水源の立証の件につきまして、たしか我が町は浅間山麓のところに位置していて、水瓶があるということですが、しかしながら、やはり私たちの事例調査した中で、本当に山の中に、いわゆる焼却場をつくっているというのは何カ所も見ました。地元の人たちに聞きますと、いや、何ら関係

ないということを立証されているわけですが、よく考えていただきたいと思います。私どもが浅麓環境施設組合を立ち上げて、いわゆる南原、水出地籍につくった経緯がございます。昭和63年から15年間のやはり稼動をいたしまして、水出地籍、南ヶ原にやってきた焼却を皆さんご存じであると思いますけれども、あれらのところを見ますれば、やはり15年間経っても何ら環境に及ぼす影響はないということが立証されているような状況でございます。町長もその言ったことを全協の中でもおそらく聞いているだろうと思います。あそこがだめなら、結局ほかへ行ってもだめだということで、私ども苗畑跡地、10ヘクタール、3万坪の中に御代田町が音頭を取ってやってきたような経緯でございます。水出の西にあります、いわゆる柏木用水、あれだってもう、あそこへ行ってみればわかるとおり、大体毎分15立方から20立方の水源が流れているんです。15年間経っても何ら汚染されていない、そういう立証が出ているような状況でございますので、一概にあそのいわゆる蟻が沢水源、また浅麓水道、佐久市が深井戸も持っていたりしておりますけれども、それらの点をよく考えていただきたいと思います。

ですから、これはやはり飲み水は、茂木町長が言っております3,200世帯でございますが、実際は小沼簡水が、あその蟻が沢水源は昭和28年ごろ、いわゆる上水を引きながらやってきております。3,200世帯のうち、3分の1、1,040世帯があその蟻が沢水源の水を飲んでいるわけでございますけど、もちろん、私も飲んでいますが、何ら問題はありません。水出からまってきた木灰が、水源を汚染するということが立証されていれば、これはやむを得ないですけれども、何ら変わらない、15年経っても南ヶ原の焼却場が問題なかったということがデータで出ております。そこらのところもやはり鑑みながら、これからのごみ問題という、表現が悪いですが、エコステーション、これを立ち上げていかなければならないという私ども議会としても使命感があるわけでございます。

それで、せっかく1億8,500万円で買い求めたあの苗畑跡地、我々諸先輩もおります。諸先輩も苗畑有効活用特別委員会なるものを立ち上げて、一生懸命やはりわが町の将来展望を見据えながらやってきた経緯がございます。ですから、私ども合併しないで自立の道を選択した、苗畑跡地約10ヘクタール、この有効活用をしないと、町の生きる道はない、それと同時に、1つの核をつくることによって、苗畑跡地の有効活用が図れるということでございます。

それにはやはり協働のまちづくり事業をはじめ、私ども、ごみ処理検討委員会の中で審議した経緯もございまして、その中におきましては、地域振興策、雇用面の創出、また観光面の誘客等を見れば、わが町にとって一大プロジェクトであると思っております。町長は、この問題に対しても、おそらく全協で説明を受け、また、事あるごとに広報『やまゆり』に掲載されて、検討委員会の結果を町民の皆さんに知らせているわけでございます。公開の建前で町民にも十分知らせておりますが、一概にいつ水源があるからだめだとか、これは私たちといたしましても、茂木新町長の施策が、立場もありましょうが、1市2町のことを考えて、真剣にこの問題に取り組んでいただきたいと。

先ほど3つの理念を申されましたが、やはり一番は浅麓エリアの中で土屋前町長が私ども地元として、軽井沢町さん、小諸市さんに投げかけた1つの責任があるわけでございます。信頼関係を維持して、浅間南麓のいわゆる友好を図っていくという1つの大きな建前がございまして、そこらを再三茂木町長は言っておりますが、信頼関係を大事にしているということを申しております。それらの点で、やはりこれから4月ですか、理事者、首長同士の会議があるとおっしゃっておりますが、そこでいまも内堀千恵子議員が言いましたとおり、小諸市さんはいわゆるこの間6日に会ったときに、芹沢市長と会談して、御代田町でほかの適地を探すよう要望したと表明しているんですが、ただ、代替地は明言しなかったと。

ということは、やはり苗畑跡地、あそこの跡地が筆が1つなんです。林野庁から払い下げた筆が1つ。代替案をほかへ持っていつても、いわゆる地権者、30人いるか50人いるか、わかりませんが、一転して二転、一転でだめなら二転していつても、これはもうどこへ行っても「ノー」の答えが出ることは明らかでございます。ですから、やはりこの苗畑跡地の有効活用、これを図るには、やはり諸先輩も本当にあそこを真摯に受けとめて、いろいろな協議をやってきたわけでございます。これが苗畑の有効活用ができないとなると、もちろん、塩野区の皆さんはアセスに対して賛同を得た、これから十分協議をしていこうという段階で、たまたま番狂わせで新町長になってしまった、というところがございます。ですから、あなたに対する責任は、おそらく大きいと思います。わが町がこれを生かさないと、本当に自立した選択肢は遠のいてしまう、そう思いませんか。将来展望に立って、3年や5年で終わるならいい、これから将来、息子、孫たちのことを考えれば、あの苗畑友好

活用をしていかないと、ね、間に番狂わせが生じてしまう、私はそこを望んでいるわけでございます。焼却場がどこへ行っても反対、賛成の意見がございます。これはものをやるにはやはりだれしも痛みを感じなければいけない。これはどこの地域へ行ってもあることです。これらの点を、茂木町長は将来をよく見据えていただきたいと、そんなように思うわけでございます。

ですから、この問題に対しては、真剣に取り組んでいただきたいと、かように思うわけでございます。それでどうですか、いままでの聞いた意見の中で、この真剣さ。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思います。

南ヶ原の問題も出ましたけれども、私は南ヶ原の問題は稼動が15年で終わってしまったという、この経緯が、ただ単にごみ焼却場が環境に与える影響だけではなくて、結局はごみ焼却場の建設にあたって、地域が賛成、反対で割れて、そして最終的には15年間の稼動という、そういうことで、それ以上稼動する場合には、違約金を払うという結果になりました。そして、この施設の建設にあたっては、そうした住民の皆さんの対立から、強制執行が行われるという不幸な事態が起きたと思っています。したがって、ごみ焼却場の建設は、環境に与える影響とともに、その地域を反対賛成で割ってしまうという、非常に対立してしまうという、非常に不幸な結果も起きているということは、しっかり見る必要があると思っています。

それからこのごみ焼却場の建設につきましては、例えばいま活性化ということで、余熱利用の温泉や、プールの建設ということが出ておりますけれども、例えばこれは松本市の広域でつくった施設では、このごみ焼却場について、いまの市長はその市のパンフレットで、これほど大きな焼却場は必要なかったということも、市のパンフレットで書いています。また、その余熱利用の施設も、毎年3,000万円の赤字を出していると。やはりなかなかごみ焼却場の施設を使ったその余熱利用に対しては、無料券を配ってもなかなか来ていただけないと、こういうような話も伺いました。したがって、この問題から考えますと、環境に与える影響とともに、こうした費用、経費の問題がどうなのかということも十分に検討されなければならないと思っています。

3自治体で協議をしている費用負担についても、御代田町と2つの自治体の間で

は、意見の相違がありますし、こうした問題の調整もきわめて重要な課題になっていると思います。軽井沢の町長にお会いしたときに、言われたことは、その費用負担の問題で意見の相違があるということでありました。それは、いま軽井沢町が佐久市と一緒にごみ処理をしていますけれども、いまの御代田町の案では、軽井沢町と佐久市でやっている経費の2倍近くになってしまうと。これでは町民への説明ができないというお話も率直にされていましたが、こうした問題も合意に至るうへでは、かなり時間をかけた協議が必要かと思っています。

私は、そうしたさまざまなごみ焼却場に対する課題がある中で、まずはやはりきちんと町民の皆さまに対する説明責任を果たすということと、それから真剣な取り組みということが要望されましたけれども、まさにそうした真剣な町民の皆さまの中での議論があってこそ、御代田町にとってどういうごみ処理方法がいいのかという結論が出てくるというふうに思っています。

いずれにしても、このごみ処理の問題をどう対応していくかにつきましては、議会の皆さまの賛同をいただかなければ、絶対に前には進むものではありませんし、町民の皆さまのご協力もなければ、この問題はよりよい方向に進まないと思っています。そういうことを十分留意して、この事業については進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（土屋 実君） 中山美博君。

○11番（中山美博君） 町長いま申されたとおり、やはり地元の説明、地元の皆さんとの十分なお説明をして、それでやっていくということでございます。それは以前の土屋町長も申しておりました。まだまだごみ処理問題のいわゆる検討委員会の提言書、それから環境アセスのまだとりまとめが、いま作業中であるというところに、1つのいわゆる端境期があったかなと、そんなように思うわけでございます。でも、やはりせつかく町で1億8,500万円のあの広大な大地を買い上げたんですから、あそこへやはり1つの核、核とはやはりエコステーションを持ってきて、それからいま町長もご存じのとおり、エネルギー、新エネルギービジョンも立ち上げ、またそのエネルギーを活用して、住民憩いの場所等も計画案を練っていたわけでございます。御代田町の将来にたっては、あそここのところが1つのターゲットとしてわが町の発展につながっていくということが、大きなメリットとしてクローズアップされているわけでございます。ですから、反対賛成はありましよう、しかしながら、

やはり地元の方々との同意を得ないとうにもならない、これには先ほど町長申されたとおり、議会、住民が一体となって、この問題に対処していきたいと、私ども議会といたしましても、これで一步も二歩も下がりはいたしません。どこに行ってもごみ問題はやっかい者でございますから、反対もありましょう、賛成もありましょう。ですから、悠然としたやはり気持ちを持って、この大きな問題は取り組んでいかなければ解決できないということでございます。一日たりとも休むことのできない、このごみ問題は、昨日も申されたとおり、いま御代田町はイーステージに委託しております。イーステージさんがあるからいいですけれども、当初キロ46円が48円になり、55円になり、というようなトン当たりの単価がますます上げてこられる、これはやはり片方は営利を目的とした会社でございますから、上げていかなないとやはり採算ベースに合わないということでございます。昨日の答弁を聞きますと、ただいま55円、5万5,000円が、5万3,000円になると。2,000円値下げしてくれるということは、結構な話でございますけれども、やはりこのごみ問題はとにかく我々の日常生活になくてはならないものでございます。ですから、私は、やはりあの苗畑の3万坪の活用をすることが、御代田町の将来につながるということを心にすえているようなわけでございます。

ですから、新町長も、水源があるから反対だと、一概にこの、いわゆる6つの政策の中でうたっておりますけれども、今後、やはり皆さんとともに、この問題は大きな1つの山だと思って取り組んでいただきたいと思えます。私どもといたしましても、今回、議会、野党11名になったわけでございます。ですから、そこらのところもよく新町長は踏まえて、やっていただければと、私たちは思うのでございます。

苗畑の有効活用、再三くどくど言いますけれども、あそこが1つの大きなキーワードを持っているということを新町長は頭にすえていただきたい。そうでないと、いままでの協議会、委員会が、無になってしまう。だめになってしまう。何、何だっただろうかと、そんな反省も、私も半々考えているようなわけでございます。ですから、今後、これからやはりこのエコステーションの問題に対しては、私も議会といたしましても、住民も、地元の塩野区の皆さんも、この問題を真剣に考えていただきたいと、そんなことを思いながら、私のこのごみ問題、昨日から続いておりますエコステーション問題に対しての通告は、これで終了させていただきます。

その次に、時間もまだちょっとあるようですから、2点目といたしまして、同和事業の見直しについて。昨日の一般質問の中でもお話がございました。人権が尊重されて、明るいまちづくり推進第4次長期振興計画で示されたと。昭和42年、内閣総理大臣に対して、同和対策審議会答申が出され、その精神を踏まえて昭和44年には同和対策事業特別措置法が制定され、これにより、同和対策事業が国策となり、国や都道府県が8割を負担する補助金が付けられたと。その結果、同和地区に指定された地域では、一般の地域より遅れていた道路基盤整備、産業育成と雇用確保につながってきたと。平成14年3月末日をもって、この同和法が終了したわけでございます。残念ながら、いまだ同和問題は解決しておりません。これまで日本が締結してきた国際人権諸条約を踏まえながら、一般対策として人権同和施策を推進していくことが求められてまだあります。

前町長をはじめ、その前の町長、柳澤町長、亡くなった柳澤町長当時から、これらの問題は継承されていて、補助金を付けて、だんだん削減されて、前町長も5年後には見直していきたい、廃止は無理だろうけど、5年後には目処に、これを削減する段階であったと。

それが、今回、新町長は、議員の当時から一般質問で訴えておりました。同和対策事業、補助金の削減等を訴えておりましたけれども、今回、その事業の廃止の方針としていたされると。それで、この間の新聞に出ました、解放同盟協議会では、選挙直後、支部員や受給者にいやな思いをさせたくないとの理由で、前町長に本年限りで補助金の返上を申し出ていたと。そういうことでございます。協議会の人たちも、さぞかしこの事に対して、勇気と英断がいったことだろうと私は思うわけでございます。

そこで、19年度当初予算を見れば、同和対策総務費127万円計上、前年度対比1,923万4,000円。比較で1,796万4,000円の減であります。それと隣保館運営費1,846万2,000円。前年対比2,656万5,000円で、比較810万3,000円でございます。この中には一般職、昨日言われました一般職人事経費、1,426万4,000円が含まれております。2人分。合計で、前年対比2,606万7,000円の減でございます。削減しております。

町長、私が聞きたいのは、町長、削減は結構でございます。しかしながら、同和関連予算が計上されておりますけれども、これらについては町長は執行しないと、

明言いたしておりました。新聞紙上で。説明していたわけですが、私の聞きたいところは、やはり箱もの、いわゆる人権啓発センターにしても、馬瀬口の社会教育集会センターにしても、これらはやはり今後協議会とともに人権問題の運営をしていかなければならない拠点でございます。ですから、経費は大幅に削減されたけれども、この活動の拠点を存続していくのかどうか、そこらの辺を私はお聞きしたいと思います。どうですか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

今年度のこの新年度予算で削減されている分は、部落解放同盟御代田町協議会から町に対して要望していた7項目に対して、それをすべて撤回するという申し出があって、予算書から削減されたものはそういう内容であります。したがって、予算書そのものについては、私の指示で削減したものではありませんで、解放同盟からの申し出という内容になっています。

そこで、そのいまお尋ねの同和教育集会所をどうするのかということでもありますけれども、同和教育集会所につきましては、地域の子供会、その他いろいろな公民館的な内容も持って利用されていますが、この運営は御代田町の責任であります。そこに部落解放同盟御代田町協議会の事務所もあります。そして、当然、その光熱費などは、町の経費として出ています。この部落解放同盟御代田町協議会が、この同和教育集会所の中に事務所を設けているのは、条例などからいっても何の根拠もなく、歴史的にはどうしてこうなったのかが、担当者に聞いたところもよくわかりませんけれども、いずれにしても、この施設の中でこの町の集会所の中に一団体の事務所として、事務所を設けているのは、何ら条例からいって根拠のないものであります。しかし、そうした経緯がありますけれども、このことについては、今後どうするのかということについては、今後の議論を、庁内での議論を、庁内といいますが、部局の中での協議をして、どのようにしていくのが正しいのかということについては、判断をしていかなければならないと思っておりますが、現状としては、いまそのまままだ続いています。以上です。

○議長（土屋 実君） 中山美博君。

○11番（中山美博君） 町長の答えですが、やはり社会教育の集会所を残していきたい、また、この中であと協議をしていきたいということが腹積もりでございますね。ま、

これだけ同和対策事業に対しての補助金が減らされたということは、たしか今回の切りかえ時期であったし、これが今回の選挙戦の大きなヤマだったなど、私はそんなように思いますけれども、しかしながら、やはりこれらの人は、やはり地域的にも社会的にも、みんなそれこそ平等であり、尽くしているんです。いわゆるインフラ整備にしても、道路網の整備にしても、地元区はもちろん、御代田町のためにだってなっているんです。国からの来る地方交付税の中にも、やはりこれらの人権問題に対する予算づけがされてきているわけですから、これらの施設をやはり残しててやっていただきたいと、私はそんなように思います。

それと同時に、隣保館もちろん、あれだけのすばらしい館があるんですから、あの中にはやはり配食サービス、またヘルパーさん、2級、3級の講習会も開かれているような現状があったわけですから、どうかひとつ、これらの施設の存続は、やっていただきたいと、今一度ご答弁を願いたいと思います。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 同和教育集会所につきましては、建物がありますので、今後の利用方向については、地域の皆さま、また町の関係者で協議をして、どのように活用していくのが有効なのかということについては、十分協議をしてまいりたいと思います。

しかし、部落解放同盟御代田町協議会が、その施設を利用して事務所を設けているというのは、条例からいっても何も取り決めがない中で、事務所として使用されています。こうした点については、町の条例から見て、事務所として使用を続ける根拠がありませんので、このことについてはきちんとした対応をする必要があると考えています。

隣保館の有効な活用についてであります。この隣保館では、確かに配食サービス、それから2級ヘルパーの養成講座が行われています。私どもも、私もこの配食サービスや2級ヘルパーの養成講座をどうするのかということで、いろいろ議論をしてみましたけれども、隣保館を運営する、2級ヘルパーの養成講座やこの他の事業を進めるためには、隣保館を運営する必要がありますが、補助金がある関係があります。補助金を受けるためには、ここに正規の職員を配置するということが条件になっています。そうしますと、補助金の額と比べて、正規の職員を配置することになりますと、また町としての負担が増えることになります。そういう

事情から、2級ヘルパーの養成講座については、大変申し込みがある中で申しわけありませんが、今年度については見送る措置をとらせていただきました。このことにつきましては、2級ヘルパーの養成講座が、例えば民間でやっているところについては、かなりのご負担をお願いしてやっていますし、町がやっていることに対しては、非常に大きなお金も出しております。また、この2級ヘルパーの資格というものが、いろいろ見直しがありまして、国の方ですか、見直しがありまして、更に違う資格が必要というような、そういう状況もあります。したがって、そうした国の方の変更もある中で、そこら辺もきちんと見据えて、どのようにすればこうしたヘルパーの養成ができるかについては、来年度の中でどうするのかを考えていきたいという結論にいたっています。以上です。

○議長（土屋 実君） 中山美博君。

○11番（中山美博君） いま、いわゆる人権啓発センターの関係、社会教育センターの関係、ご答弁願ったわけですが、やはりいままで長く続いてきた、施設の継続、これは、維持管理は代わりますけれども、やはり学びの館は残してほしいと、そんなように思うわけですが、町長も持続していきたいということを述べたわけですが、ただし、あの配食サービス、また2級ヘルパー養成の講座は、見送るということを述べたわけですが、でもこれはやはり、これから高齢化社会になって一番お年寄りが増えてくる、御代田町も以前は19.5%の高齢化率であったけれども、もう20%を超えて20.5%、これが21、22になるかもわからない。ですから、やはりこの拠点は社会福祉の関係も見ますれば、やはり一番はヘルパーさんの養成が、御代田町の社協を担っている、いわゆるマンパワーでございます。人的労働力を成す根源の拠点でありますから、そこらのところを茂木町長も、やはり考えていただきたい。去年の4月1日から支援包括センターが発会いたしまして、活動拠点としてなっているわけですが、やはり高齢者が年々増えておりますので、それらの施設からやはり出ます。活動します。勉強します。そこらは大事にやはり拠点を残してほしいと私は思います。

それらの点、町長もお答え願ったわけですが、どうも町長もいままで聞いておりますと、選挙戦前の6つの約束の中で、政策を打って出たわけですが、すけれども、昨日から聞いておりますと、どうも柔軟性対応ということでもって逃げているような感がございます。それを聞きますと、玉虫色のような答弁がたびた

び見受けられるわけでございますので、もう少し、私どもも勉強しますけれども、新町長はなったばかりですから、行政に対する勉強もしたらどうかと、そんなように感じるわけでございます。まだまだこれが出発でございますから、今後、いろいろな諸問題、いろいろな問題が出ておりますので、私の方から言うべきことではないですけれども、町長さんも行政に対する勉強をひとつやっていただきたい。聞いているとどうも玉虫色に見える感があります。逃げ、玉虫色、こんな点を、今回の定例会はまあまあで私たちも見れますけれども、次期からは私たちも毎日行政に対する、また議員に対する勉強はしております。もう一番はやはり住民代表ですから、議員が議員の真価を問われる時代に入ってきたと。以前よりかなお厳しさを増してきたと、そんな感を受けるわけでございます。ですから、この同和問題のいわゆる施設への、館、これだけはひとつ残して置いてほしいと、そんなように思うわけでございますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

あと、時間がございませんが、4問題、欲をかいて通告したんですが、昨日から申されております社会福祉の関係、いろいろ国保、介護保険、また保育料の値下げ、それから6年までの医療費の無料化、茂木町長が掲げたこれらの問題を、昨日から申されておりますけれども、それで、町長、1つは割愛させてもらいますけれども、一番今回の選挙で、いわゆる給食問題、これから荻原議員もやりますけれども、若干私の方からも、この給食、中学校建て替えと同時に終わります給食問題、これを町長の基本的な考えをお聞きいたしたいと思えます。

茂木町長が一番訴えてきた給食問題、選挙中、それ以前、私ども知らなかったときに、自校、自校と茂木町長は言っておりました。でも、やはりこの根源を成す教育委員会が主体構成メンバー10名ほどつくりまして、各代表、つくりまして、この問題に対して、去年の暮れに提言書を出されたということで、いよいよ21年から始まります中学校の建て替え事業に合わせて、共同調理場をやるんだということが町として示されたわけでございます。そのことに対して、自校、自校と言った面で、茂木新町長は訴えてきましたが、そこらの面を見ますと、やはりこれらの点は建て替えと同時に共同調理場をつくって、安全・安心、美味しい、温かいものを、生徒諸君に出していくということが建前でございませぬ。

私の聞きますところによりますと、このセンター方式、センターというところとちょっと誤解されるみたいですが、ある特定の場所をつくって、運ぶということござい

ますが、わが町は、やはり中学校建て替えと同時に、すばらしい共同調理場をつかって、しかも南北小学校、1キロ足らずのところにあります。そこへ運んでいって、美味しい給食を食べさせてあげる、こういうことですが、新町長は自校給食をやるべきだ、自校給食をやるべきだということの、そこらの見解が、どうも私どもと一致しない面があるわけですが。

いまはとにかく進んでまいりまして、保温容器等の関係がますますすばらしいものになってきております。去年オープンいたしましたツルヤの上のニチイ学館、あそこですら、やはりJAL、日本航空の給食を持ってきて、お昼にほかほか弁当ではないけど、ほかほかを食べさせてやると、そういうような時代にもかかわらず、御代田町で共同調理場がだめだということを主張してきていたわけですが、これらの点、私どもとすれば、建て替えと同時にやってまいりたいと、私どもはそう思っております。その点、新町長、どうお考えですか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 学校給食の問題についてのお尋ねですけれども、この共同調理方式か自校給食かということにつきましては、例えば、いまこの浅麓地域、あるいはもう少し上田の方とか見ても、確かにセンター給食に切りかわっているところもありますが、自校方式のまま存続しているところもあります。小諸市では、自校方式を存続するというのを、市長が言明いたしました。軽井沢でも自校方式が存続していますし、上田の一部でも、まだ自校給食が存続しております。また、旧真田町の自校給食などを見ますと、非常に県内でも、全国的にも優れた給食活動をしているということが、新聞報道にもありました。こうした自校給食を存続している自治体も一方ではあるということも事実ですし、小諸市のように、自校給食の存続というのを、市長の1つの主張にしているところもあります。そうした全体もやはりしっかり見ながら、この問題も考える必要があると思いますし、もちろん、センター給食がすべてだめなのかということではなくて、それはいまのこの技術の進展その他それから地理的条件、その他さまざまな条件もありますけれども、新聞紙上に出てくる優れた給食で、センター給食で地元の食材を活用したり、さまざまな子どもたちに喜ばれる給食を実施しているという新聞報道もあります。

そうした両面がありますので、こうした問題については、御代田町につきましても自校給食で、私が小学校のころ自校給食でしたから、おそらく40数年の歴史を

持つ自校給食が続けられているというふうに思います。そうした長い歴史を持ち、続いてきた給食施設が、教育委員会の提案では大きな変更、転換を迎えているわけですから、当然、町民の中にはさまざまなご意見があって当然のことだと思っています。そうした町民の皆さまの合意をしっかりとっていくということが、いまの作業としては非常に大事かというふうに思っています。以上です。

○議長（土屋 実君） 中山美博君に申し上げます。制限時間が近づいておりますので、まとめてください。

○11番（中山美博君） はい、わかりました。

いま、自校か共同かということでございますが、自校給食を町長は訴え続けてきておりますけれども、やはり、いわゆるこの共同調理場は、距離的に短いところだからこそ実施できるんです。小諸市の場合はやはり距離的に結構各校が散らばっている。そのような条件でやはり自校給食をとり入れた。ましてや、佐久市の例をとれば、佐久市は城山小学校1校だけが自校なんです。あれは、合併するときには内山小学校と平賀が合併するときには自校方式をとり入れないと合併しないという条件だそうでございますが、あとはみんな2カ所のセンターから配食しております。私の孫も、食べ盛りの孫がおりますけれども、いまだかつて、もう6年生になるけれども、いまだかつて給食が冷たくてどうのこうのとは、ひと言も聞いておりません。なお、美味しく、育ち盛りで、太る一方の栄養食をとっているようなのが現状でございます。ですから、この問題は、ある程度やはり住民の人たちに、もう少し根を下ろして、説明をさせて、やることが大事ではなからうかと、そんなように思います。各種団体長が集まって、このことを審議して、共同調理場にもっていくということでございましたけれども、やはりこれからはすべて住民に説明責任を果たす、これが大事だろうと。私はこのことについてではなくて、ごみ問題にしても、すべてにしても、やはり住民に深く根を下ろして、やることが、私ども議会に求められたことであり、また、新町長にも求められた1つの懸案事項であると思います。根を下ろして説明責任を果たす、これがこれからの21世紀は大事な諸条件になるのではなからうかと私は思います。ですから、その点も踏まえながら、新町長に1万4,000人の人口、舵取り、いろいろ山あり谷あり、ありましようが、私たちは議決権しかございません。町長は執行権がございますけれども、私たちは議決権しかございませんので、ま、そのほかにも調査権等がありますけれども、とにかくこ

の議会と行政が一体となって、この諸問題に取り組んでいくことを、私は常日頃思っているような状況でございますから、どうかひとつ、新町長も、行政面のことも、もう少し玉虫色なので勉強してほしいと、私はそんなことを申し上げ、今回の質問、あと1つ残りましたけれども、これは同一質問でございますからやめますが、それらの点、大きな問題点を突きながら、私の通告を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告6番、中山美博議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時03分）

（休憩）

（午前11時13分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告7番、荻原達久議員の質問を許可いたします。

荻原達久君。

（12番 荻原達久君 登壇）

○12番（荻原達久君） 通告7番、荻原達久です。議席番号12番です。

町長、このたびのご当選、おめでとうございます。町政発展のために、よろしくお願いをいたします。

地球温暖化の影響でしょうか、今年の冬は例年にないほど暖かく、かつ、雪も少なく、きわめて過ごしやすかったと思います。節分の頃より梅のたよりが、大阪、熱海といったところから聞こえてまいりました。このところ、寒い日が続き、今年はまた異常気象で大変な年になるのかなと、こんなことも少し心配をしている今日この頃でございます。

さて、御代田町では、平成21年度から中学校を建設するというところで、昨年12月13日、議会全員協議会において建設予定地の説明、あわせて学校給食施設を共同調理場方式で行う旨の説明が、町側からございました。

建設予定地については、現在の中学校のある場所、給食施設については共同調理場方式で行うという内容でございます。このことに対して、議会としては賛意を示したわけでございます。

建設予定地については、現在の場所に立地してから、既に50年近く経ち、歴史的にも意味があり、環境にも恵まれておりますので、もとより異論があるわけではありませんが、給食施設については、施設だけではなく、給食全体の中でわからない点、疑問の点がまだございますので、質問をいたします。

最近では、全国で給食費の未払いの状況が伝えられてきておりますが、当町でもそうした実態があるのかどうか、給食費は義務教育の一環であるから払わなくてもよいということ、未払いの保護者の方がテレビで言っているのを見ましたが、教育委員会としてはそうしたことをどう考えているのか、お答えください。

○議長（土屋 実君） 教育次長、土屋洋一君。

（教育次長 土屋洋一君 登壇）

○教育次長（土屋洋一君） お答えいたします。

最初に給食費の未払いの話でございますが、平成18年、昨年でございますが、11月段階の調査では、小学校2校、840名中3名、これは0.4%でございますが、中学校1校、425名中4名、0.9%でございました。

少し少ないかなと安堵していたところ、3月6日の日に、中学校から報告があり、2名ほど増加いたしました。それでもまだ少ないかなという感じはございます。いずれにしても、未納の理由を学校側に聞いてみましたところ、ほとんどが保護者の責任感、規範意識の問題ということでございました。教育委員会とすれば、未納者に対しまして然るべき措置を講じてまいりたいと、こんなふうに思っております。経済的に困難な児童・生徒に対しては、給食費を含む就学援助費を支給しております。こうしたことから、未納の生徒たちの家庭の実態も、当然のことながら調べるようにしております。

次に、給食は義務教育であるのか否かというご質問でございますが、学校給食法第4条で、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育学校において学校給食が維持されるように努めなければならないという、これは努力規定でございます。

そこで、必ず実施しなければならないものだということではありません。

全国の小学校では、94.7%の学校で学校給食を出しております。中学校では89.4%の学校で出しております。神奈川の中学校の実施率は63%程度でございます。大阪の方もやはり65%程度でしょうか。ですから、義務教育においては、給食を出すのがあたりまえということではありません。

学校給食法第6条では、給食を実施するための施設、設備、灯油、ガス、水道、電気などの光熱費、そこで働く職員の給料等の人件費は、設置者である自治体の負担となっております。

第22条では、食材料費は保護者負担となっておりますので、現在徴収している給食費は、食材のお金ということになります。

ちなみに、給食費は1食250円くらいでしょうか。

給食費はいま申しあげましたように、法的な根拠に基づいて自治体と保護者が負担する費用が決まっております。義務教育だから払わないという保護者の意見は、間違いでございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 荻原達久君。

○12番（荻原達久君） 当町の状況をお聞きしますと、滞納者は比較的少ないのではないかと安堵いたしました。

町民にあっては、義務教育の一環だから払わないという人はいないと思いますが、もしいたら、説明をしていただきたいと思います。

次に、いまの説明ですと、給食は義務教育ではないということですが、では、義務教育でなければ、給食は出す必要がないと思うんですが、御代田町では給食を出しています。出すからには、どういう目的でどういう考え方で給食を出しているのか、この点についてお聞きしたいと思います。この点については、町長にお聞きしたいと思います。私はなぜこの点について町長にお聞きするかといいますと、町長は今回の選挙の公約で、自校給食と言っておられます。当然、言うからには、給食を出す目的や、どういう考えで子どもたちに提供をしているということが理解できなければ、公約に掲げられないことだと思うからです。

○議長（土屋 実君） 町長、茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 荻原議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいま、教育次長から説明がありましたように、学校給食というのは、国が定めている学校給食法によるものであります。確かにいまお話がありましたように、学校の設置者が学校給食が実施されるように努めなければならないという内容になっておりまして、御代田町ではこうしたことに基づいて、長い間学校給食を実施してきています。

この学校給食法では、学校給食を出す目的としては、児童及び生徒の心身の健全な発達、それから国民の食生活の改善に寄与する、こうしたことを目的として、学校給食の普及・充実を図るとしてありますから、御代田町でもこうした立場から学校給食を行っているところであります。

また、学校給食の目的についても、学校給食法は明確に定めています。それは、1つには、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養う。2つ目が、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養う。3つ目が、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図る。4つ目が、食料の生産、配分及び消費について、正しい理解に導く。こうしてあります。したがって、こうした学校給食の持っている目標、こうしたものについても、父母の皆さんはもとより、地域の皆さん、また、子どもたちにもしっかりとこの点は徹底していかなければならない、徹底すべき内容ではないかというふうに思っています。以上です。

○議長（土屋 実君） 荻原達久君。

○12番（荻原達久君） 次に、同じ質問を教育委員会にしたいと思います。

なぜ質問をするかといいますと、新町長と執行する教育委員会で、給食を出す目的について、仮にずれがあるとすれば、もっとも基本的なことですので、おかしなことだと思うからであります。

○議長（土屋 実君） 土屋教育次長。

○教育次長（土屋洋一君） お答えいたします。

内容的には町長と全く同じでございます。ただ、言えることは、先ほど学校給食法の方の条項がございましたが、戦後間もないこの法律は、昭和29年当時、制定したものでございます。ですから、その一項の中に、いわゆる欠食児童対策というのがございます。いまではそういうことはございませんので、いわゆる3点ですね、これが給食の目的でございます。言えば、端的に言いますと、食育ということでございます。給食を出す目的は、食育。食の勉強をするということですね。ですから、皆さん、給食施設や設備の方へ目が行っておりますが、給食の目的は食育ということを考えて出しているわけでございますので、そこら辺をよくお考えになっていただければ、非常に教育委員会としてもありがたいと、こんなふうに思っております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 荻原達久君。

○12番（萩原達久君） 給食を子どもたちに提供する目的や意義といったものを明確にしなければ、出す意味はないと、こういうことでございます。

次に、学校で食育を実施する目的で給食を出しているということですが、具体的に食育は学校現場でどんなふうに進められ、どんなふうを実施しているか、教育委員会にお答えいただきたいと思います。

○議長（土屋 実君） 土屋教育次長。

○教育次長（土屋洋一君） お答えいたします。

給食指導のねらいにつきましては、学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、正しい食事のあり方や正しい食生活を身につけ、好ましい人間関係を育てるなど、多様で豊かな目的とねらいを持っております。

小学校においては、正しい食事のあり方を体得させる、食事を通して好ましい人間関係の育成を図る、これが小学校のやるべきことだと位置づけられております。

中学校においては、望ましい食生活の形成、食事を通して、好ましい人間関係の育成を図ることがねらいでございます。

給食指導の内容は、児童・生徒の実態を踏まえて設定することになりますが、小学校指導書特別活動編では、楽しく食事をする、健康によい食事のとり方を、給食時の清潔、食事環境の整備など。中学校指導書特別活動編では、健康と食事、楽しい会食としています。

こういうふうに言っておりますが、実は、17年度から私どもの方で、スポーツ振興センターというところの補助金をいただきまして、この食育を徹底してやってまいりました。今年で2年になるわけでございますが、いままで学校へ行ってみますと、給食時間、ただ皆さん食べているだけというようなことで、先生もそこになかったり、いろいろございました。そこで、これではだめだと。給食の目的を果たすためには、一生懸命で食育をやらなきゃいけないということで、補助金を受けて、取り組んでまいったわけでございます。19年度、20年度においては、長野県でも数少ないわけではありますが、文科省の食育の関係の補助金を受けられることになりました。これも2年間の実績であるというふうに言うことができると思います。

いずれにしても、学校でどんなことを、じゃあ食育ということで学んでいるのかと。楽しく会食することですね、食事のマナーを身につけ、楽しく食事をする事ができる。食器や箸の持ち方、置き方、食事の姿勢等の基本的なマナーを習得したうえで、それぞれの料理に合わせた会食のマナーを身につけ、楽しい雰囲気でも会食できるようにすることです。さまざまな人々と、会食を通して人間関係を深める。

次に2つ目として、健康によい食事のとり方。食品の種類とか、そういうものが、栄養とかそのバランスですね、そういうものを理解するということですね。あと日常の食事の大切さを理解するとかございます。

食事と安全衛生。安全衛生に留意して食事をとり、食事の準備や後片付けもきちんとできる。協力して運搬や配膳が完全にできる。

食事環境の整備。食事にふさわしい環境を整え、ゆとりある落ち着いた雰囲気でも食事ができる。適切な食器を利用して、献立にふさわしい盛りつけができる。

食事と文化。日本人の伝統的な食生活の根幹である米飯を中心とした和食に関心を持ち、食べ方を身につけることや、地域に培われた食文化を体験し、郷土への理解と関心を深める、こんなような内容で、以前、議会でも一般質問がございましたが、平成17年12月に、学校PTA、地域の代表者による御代田町食育連携推進委員会というのを組織いたしました。これによって、学校でやる授業内容、それから各家庭に配られるプリント等について、検討しながら進めているところでございます。

確かに皆さん方は、さっきも言いましたが、給食施設ということに目が行っているようでございますが、給食の目的というのは、食育でございます。毎年、食育の講演会を『エコール』で開催しております。若干出席者が少ないというのが残念かなというふうに思っております。やはり、給食施設を語るのであれば、その前に食育を勉強していただきたいというのが、教育委員会の本音でございます。

以上のように、今年も学校においては公開授業というのをやっております。それは、どなたも参加して授業の中身が見られるということです。食育に関する、ですね。それと、そういう授業の際に使ったポスターとかいろいろなものを、つい先だってまで、『エコール』の方へ掲示しておいたわけでございます。『エコール』へ訪れる人が足をとめ、それを読んで、ああ、なるほどなど、大分頷いておいでになりました。

いずれにしても、今後は学校だけでなく、父兄の皆さん、それと地域の皆さんまで、食育ということが広まっていけば、非常にいいんじゃないかと。教育委員会としても、学校だけでなく、やはり社会教育的見地からも、住民の皆さんにもご理解いただければと、こんなふうに考えています。以上です。

○議長（土屋 実君） 荻原達久君。

○12番（荻原達久君） 給食の意味、目的、どんなふうに学校で食育が進められているか、わかりました。改めて食の大切さ、また、人との触れ合いといったものを、食を通して考えていかなければならないということを感じました。

次に、給食施設の話に移りたいと思います。

12月議会の全員協議会において、共同調理場方式を進めるということに対して、賛意が得られたとは前段で申し上げたとおりです。教育委員会と町は幾つもの段階を経て決定したということも理解いたしました。

新町長は、選挙の公約の中で、「温かくて美味しい自校給食を存続」と言われました。解釈としては、共同調理場にすれば、冷たくてまずいということになります。当然、こうしたことを掲げるからには根拠があつてのことと思います。

仮に想像や憶測で言ったなら、非常に問題だと思います。町民の行政に対する信頼にかかわる問題だと思います。

こうしたことを踏まえて、共同調理場は冷たくてまずいといった根拠を、町長にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありませんが、私は共同調理場が冷たくてまずいということは、いままで一度も言ったことはありません。それは、温かくて美味しい自校給食といいますのは、これは私がこれまでも、例えば新聞折り込みなどで「学校給食を考える」というテーマで、町民の皆さまに問題提起をしてきましたが、そうした中で、多くの皆さまからご意見をいただきました。それは例えば主にはほかから移り住んできた方のご意見もあるわけですけれども、例えば御代田町は自校給食だから、ほかの自治体から移り住んできたという、こういう方もいて、私としては、それは大変驚くことでありました。この学校給食に対して、特に子育て世代の皆さまにとっては、非常に興味を持っている内容だというふうに大変思いました。それで、例えばほかから、どこということを言うわけにもいきませんが、や

はりそうした体験を通して、御代田町の学校給食は非常に温かくて美味しいと、子どもも大変喜んでいると。そうした実際の父母や子どもたち、そうしたご意見として寄せられているのが、御代田町の給食が大変喜ばれている、温かくて美味しい給食を提供していただいているということの感想として出ているものであります。以上です。

○議長（土屋 実君） 荻原達久君。

○12番（荻原達久君） 教育委員会の方では何かございませんでしょうか。……。

○議長（土屋 実君） 土屋教育次長。

○教育次長（土屋洋一君） 温かくて美味しい、温かすぎても給食はだめだと思います。

いずれにしても。そういうこともございますが、教育委員会では、あり方検討委員会の資料をつくるにあたって、さまざまなことを調査いたしました。最初に調査したのは、中学校に仮に共同調理場をつくった場合、時速約30キロメートルで車で行った場合、南小学校まで2分、900メートルです、距離的には。北小学校までは4分で行けることがわかりました。

積み下ろしの時間を入れても、10分から15分で可能だと思います。こうしたことから、運搬にかかわる時間については、気にならないと思います。

次に調査したのは、食べ物の温度であります。共同調理場になった場合、給食の運搬については、保温容器と保冷用の容器を使用いたします。自校の場合は、単なる容器を使用いたします。この2つの温度を比較してみました。沸騰直後のお湯をそれぞれの容器に入れまして、1時間経過後、温度をはかってみました。これ、温度は表面温度ではかりました。中まで入れたわけではございません。最初、そのときは表面温度91度、中は100度多分あったと思うんです。中心温度はいま言いましたように、もっと高いということでございます。1時間後に、通常の容器の表面温度は65度、それから保温容器の方は75度でした。このことから、共同調理場の方でつくった給食は、自校給食より温度が高いと言えます。

味については、県の教育委員会から提供していただいた資料に書いてございました。「味覚、触覚、嗅覚などは、時間の経過とそれによる温度、濃度によって影響があると言われております。人の味覚がもっとも敏感に働くのは、一般的には体温である37度前後で、温かく仕上げたい料理、冷たく仕上げたい料理によって、美味しく感じる温度があります」と書かれておりました。

これ、読んだり、栄養士の方にお聞きしましたが、大人はラーメンをふうふういながら食べると。あれは、嘘でございます。やはり、美味しく食べる温度というのは、体温に近い温度という話であります。ですから、冷たければ氷のように冷たく、温かければもう火傷するくらい熱い、これが美味しいんじゃないかと、大人はつい思うわけでございますが、そういうことじゃないらしいです。大人の感触ですね。

それから、学校現場のことをちょっと申し上げますと、学校現場では現在もそうでございますが、給食の準備をする子どもたちが、缶やなんか運んで、教室まで持ってきますね。それから盛りつけをします。その時間が20分、低学年はですね。高学年においても、これは小学校の場合ですが、15分以上はかかるということでございますので、ある程度冷めるのはあたりまえということでもあります。なおかつ、大人はすぐ熱いものは熱く、冷たいものは冷たくと言いますが、小学校の低学年の子どもたちは、熱いものは食べられません。これは皆さんお子さん育てておられましたから、当然ご理解いただいていると思います。熱いものは熱く、冷たいものは冷たくと簡単に言いますが、そういうものじゃないんです。

ですから、私どもとすれば、共同調理場、自校、仮に御代田町でどちらにしても、味は変わらないと。温度も変わらないと。むしろ熱いぐらい。こんなふうに言うことができると思います。以上です。

○議長（土屋 実君） 荻原達久君。

○12番（荻原達久君） わかりました。

御代田の場合は、運搬時間が2分から4分ということで、確かに問題になる時間ではありません。運搬時間等を考えても、15分ぐらいとのことですから、温度や味のことは、問題はないと思います。

私は、物事を言うときには、やはり根拠とか裏付けといったものを大事にする人間です。想像や憶測ではなく、現場へ行ったり、いろいろなことを調査し、判断材料にすべきであると思います。

12月の議会全員協議会における教育委員会の説明の中では、時間の都合もあつてか、給食施設を整備する必要性や、給食のあり方検討委員会をどう進めたのか、単独校調理場、共同調理場の双方には、どんな問題点や心配なことがあったのか、それらの実態はどうだったのかということが明らかにされませんでした。私は、共

同調理場に反対するものではありませんが、これらのことについて、参考までに教育委員会にお伺いをしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 土屋教育次長。

○教育次長（土屋洋一君） お答えいたします。

現在の各校にある給食施設が30年も前の衛生基準で建設されたもので、現在の衛生基準には合っておりません。施設・設備の不備で、食中毒を起こすことは、絶対に避けなければなりません。平成8年に発生したO-157食中毒事件では、8人の尊い命が失われました。現在の衛生基準というのは、非常に厳しいものでございまして、N A S Aのハサップ（H A C C P）という基準と同じものでございます。施設・設備は適合しておりませんが、保健所の指導を受けて、いまのところ一生懸命その水準に合わせるように努力しております。

平成17年度から、足掛け2年間、P T A、区長等多くの方々に集まっていただき、学校給食のあり方検討委員会を組織して、14回に及ぶ会議を行い、給食施設のあり方を検討いたしました。いま言いましたように、衛生管理基準、目的、それとか視察ですね、それと検討を大分行いました。そういうことを行ったわけですが、一応この検討委員会の中に、11月ごろでしたか、それぞれの出身母体の方をお願いいたしまして、それぞれの調理場のメリット、デメリット、または心配な点ですね、そういうものを出していただくようお願いをいたしました。その結果、いろいろな意見が出てきたわけでございます。

かい摘んで申し上げますと、単独校調理場のメリットとして、近くで調理することにより、子どもたちに安心感や親近感がある。もっともなことでございます。

デメリットでございますが、単独調理場の。栄養士による衛生管理面や味付け等、調理の指導が町内各校に行き渡らない。少人数なので、調理員相互のチェックも甘くなる。そんなようなことが出てまいりました。

あと、共同調理場のメリットですが、栄養士による衛生管理面や味付け等、調理の指導が徹底できる。調理員が相互に大勢でチェックし合うので、安全衛生が高まる。食育指導が町内3校均等に行き渡る。これ、あと建設コスト、ランニングコストの節約ができる。

デメリットですが、小学校から離れた場所になる、ということでもございました。以上です。

○議長（土屋 実君） 荻原達久君。

○12番（荻原達久君） とかく大人というものは、頭の中で想像したことや、実態を現場に行ってしっかりと把握をせずにものを言ってしまうことがあります。いま、話をお聞きして、やはりそうしたことが濃いのかなと思いました。

次に、共同調理場に決定した理由というか、根拠についてお伺いをしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 土屋教育次長。

○教育次長（土屋洋一君） お答えいたします。

単独校調理方式として、学校栄養職員を個々の給食実施校に配置し、児童・生徒の実態や、地域の実状に応じて、豊かできめ細やかな食事の提供や、食に関する指導が行えればということが、これが理想でございます。ところが、全国でここまでやっている自治体はございません。私どもの町は、栄養士が1名、今度、栄養教諭というふうになりました。これは長野県でも食育を進めている自治体であるということで、県側からの配慮であります。

経済性における比較については、建設費及び改築において、単独校調理場、共同調理場より、約2億500万円高額でございます。かつ、小学校の改築においては、敷地確保が困難な状況がございます。ランニングコスト等においても、単独校調理場の方が、年間で約300万円高額でございます。更に補助金や人件費を含めると、コスト面で約3億円、ランニングコストで約800万円の差がございます。あと言えることは、今後、御代田町においても少子化が進行していくだろうということが考えられます。そうした場合、児童・生徒の減少に伴う給食調理員の減少、それぞれ自校でやっていたのでは、やはり効率的な運営ができないのではないかと、こんなふうに考えています。

あと、栄養士の考え、指導、指示が、やはり共同調理場の方が行き渡り、調理したものの調理方法や味も一元化し、かつ、衛生面での配慮も高まります。また、先述した現在の課題である食材の購入についても、仮に事務的な職員を将来廃止したとしても、単独校調理場においては煩雑であり、共同調理場であれば、1カ所であることから、合理性は高まります。よく安全な食材、地産地消というふうにいわれておりますが、それは自校ではあまり徹底できないと、はっきり言って。やはり一括して食材の購入とか、こういうことをする必要があります。

あと、現状でございますが、単独校調理場の場合、いまいわゆる自校でございますが、その場合、御代田町に栄養士が1人しか配属になっておりません。その場合、県側の指導によって、他校へ指導に行く場合は、派遣申請ということが、出さなければ行くことができません。ところが、共同調理場になりますと、町全体でございますので、どこの学校へも栄養指導に行けると、こんなようなメリットもございます。

先ほど言いましたが、近距離、学校間の距離が近距離でございますので、その点については問題はないんじゃないかと、こういうことから、共同調理場にする方がよいというふうに、あり方検討委員会の方は結論を出したわけでございます。その結果、教育委員会の方もそれでよしとしたわけであります。

以上が、教育委員会が共同調理場がよいと決めた理由でございます。

言えば、私、現在教育長職務代理でもございまして、そういうことから、教育委員会の事務局という立場で、そこに更に付け加えさせていただければ、こういうことも言えると思います。

給食は、先ほどから申し上げているように、目的は食育を推進することでございます。給食施設の問題ではございません。先ほども言いましたように、17年度から食育を、補助金を受けて推進し、更に来年、再来年と補助金を受けて推進する予定でございます。私が考えていただきたいことは教育投資の面でございます。給食についてはいま言いましたように、目的は達成されつつあります。食育ということが目的でございますから。目的が達成されつつある給食にお金を使うということではなく、もっと大事な教育投資にお金を使うべきだと、こんなふうに思います。

具体的に申し上げますと、最初に言えることは、子どもたちの学力の向上のためにお金を使うべきだと、こんなふうに思います。基礎学力向上のために、TT、ティーチング、いわゆる補助先生ですね、そういう制度をとり入れたり、自立教育等の充実のために、介助員、心の相談員等の増員といったことを考えていただきたいわけでございます。

20年度からは、放課後対策事業という制度を始めたいというふうに考えております。学校において授業が終わった子どもたちを、そのままの状態で見守るという制度ですね。この中で、前もちょっと申し上げたことがございますが、2つございます。補習授業制度と、もう1つはいわゆる見守るという制度でございます。そこ

へ終わった後、父兄の方がお迎えに来るということになろうと思いますが、学校がいわば一番安全ですよね。そういう制度を20年度から始めたいと思っております。その中の補習授業、この際の講師陣の充実、こうしたことにお金を使っていたらというふうに私は思います。

次に、施設の関係でございますが、給食施設ではなく、最初にやはり教育投資の面で考えていただきたいのは、防犯システムの構築ですね。当町では、こうした防犯システムがどの学校にも整備されておられません。何かあったときに、すぐに連絡できる、双方向の電話とか、学校周囲の柵や門扉の整備、こうしたことは、可及的速やかに整備すべきだと、こんなふうに思っております。

また、楽器、コンピュータ、電子ボード、プロジェクター、教育ソフトの充実整備であります。こうしたことは、学校現場でも望んでいることでございます。

仮に共同調理場となった場合、自校方式より3億円以上のお金が浮くわけでございます。それとランニングコストも浮きます。これを、いま言いました教育投資に振り向けていただければ、大変ありがたいと、こんなふうに考えています。以上です。

○議長（土屋 実君） 萩原達久君。

○12番（萩原達久君） 教育委員会が給食を出す目的、共同調理場に決めた理由が、よくわかりました。

町長が、給食の目的である食育がいま以上に進み、経済性、合理性だけでなく、何よりも大切な子どもの命を守れることがわかった共同調理場に対して、あくまで自校給食にこだわっているのかわかりません。残念なことに、こうしたことを住民の中で理解していない人も多いのではないかと思います。

最後にお聞きしますが、住民の皆さんにどう広報したか、お聞きしたいと思いません。

○議長（土屋 実君） 土屋教育次長。

○教育次長（土屋洋一君） お答えいたします。

まず、給食検討委員会の委員の皆さまの構成について、ちょっと申し上げますと、農業委員代表、学校評議委員代表、前佐久PTA会長、幼稚園長、学校PTA会長代表、学校代表、女性町民の会代表、食品衛生協会御代田支部代表、区長会代表、ネットワーク御代田の方たちです。

先ほど申し上げましたように、14回の会議、また、視察研修も2回ほど行っております。

そうした中で、常に教育委員会とすれば、会議録を録りまして、その皆さんに是非母体の委員の皆さんに配布していただきたいということで、その都度出していたわけでございます。会議資料もすべて膨大なものでございましたが、出しております。

私どもとすれば、法律に基づいて実施されている学校給食は、専門性が高く、奥が深いです。その都度これだけ会議をやらなければ、やはり俎上に載らないのではないかと、いまでも思っております。ですから、単純に1回か2回やって、さあ皆さん、納得してくださいと、こういうふうに言っても、なかなか理解できるものではないかと。そういうことがございますが、いずれにしても、私どもとすれば、会議録と会議資料をどんどん出して、やったということがございます。

あと、先ほど言いましたように、17年11月28日付学校給食等のあり方検討委員、小中学校PTA会長あてに、それぞれの出身母体のメンバーから意見を聴取し、単独校調理場、共同調理場について、さっき言いましたように、メリット・デメリットの点、2カ月間かけました。母体の方でよく話をしていただきたいと。それで検討していただきたいというようなことから、2カ月間かけたわけでございます。そうしたことから、それぞれの委員さん方はそれぞれに持ち帰りまして、私どもの方とすれば検討していただいたんじゃないかというふうに考えております。いろいろ出てまいりました。そのメリット・デメリットの関係については、先ほど若干触れたとおりでございます。この意見に対しまして、栄養士、調理員、それから県、保健所、あと実地に私ども学校へまいりまして、心配ごと等を調査しました。実際には、においがあると言われる方、お出でになりました。それから、姿が見えるから安心がある、そういうふうに言いましたが、実際に行って調べたところによりますと、給食室の排気口の方に行けば、においはわかりますが、学校の中ではにおいはわかりませんでした。2回、3回ほど行きましたが、ただ、夏場は若干わかりません。それが窓を開けていますからにおってくるかもしれません。

それと、姿が見えるということを書いていた方がお出でになりましたが、姿は見えません。見えるところで調理はしておりません。大分想像とか、昔のやはり自分たちが育った時代のことを頭に浮かべて言ったのではないかと、こんなふうに考え

ております。

そんなことで、その都度うちの方では会議録とかそういう話をして、出席委員の皆さんから広まるように願っていたわけでございます。

それから、共同調理場がよいと、検討委員会の意見がまとまったところで、その意見がまとまるまでの検討経緯、意見書等、膨大な資料を7ページにまとめた、単独校調理場と共同調理場についてというお知らせを、連合PTA会長名で、7月、去年のですね、25日付で小中学生のいる全家庭に配布していただきました。そして、一読のうえ、意見・要望があったら、担任へ提出してほしいといったことを書いてございました。その結果、夏休み明けに提出された意見は、3校全体で5通という状況でございました。その後、連合PTA会長名で、7月25日配布した資料に対する意見をまとめた結果、5月14日付の学校給食等のあり方検討委員会の意見書に対して、反対意見がほとんどなく、PTAとしては、この意見書の役員会等を開いたと思いますが、賛成する旨の文書が提出されました。あわせて、食育の学習を踏まえた給食の本来の目的を達成するため、給食施設の運営方法に対する要望も出されたわけでございます。

私の方とすれば、町民の皆さまに当然説明というのはやぶさかではございませんが、非常に膨大な資料、時間等がかかります。いわゆる新年号でしたか、そこには、こんなことで決まりましたという、ごく短い文章で出した経過がございます。ただ、本当にこれ理解していただくためには、相当の時間数が必要でございます。少なくとも5回ぐらいやらなければ理解できないんじゃないかと、こんなふうに考えています。それなりに私どもも努力してまいりました。今後、必要があれば、やはり5回やるからには5回出席していただく方、参加していただきたいですね。

以上で終わります。

○議長（土屋 実君） 萩原達久君。

○12番（萩原達久君） いままでお聞きした中で、やはり共同調理場方式が良いと、改めて実感をした次第であります。

町長も今後、給食について勉強をしていただき、どういう方式が子どもたちや住民にとって良いか、よく検討をしていただき、でき得たら、共同調理場方式で進めていただきたいと思います。

古来、誤って改めざるを、過ちという言葉もございます。考えを改めることは、

恥ではありません。共同調理場方式で進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告7番、荻原達久議員の通告のすべてを終了いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午後12時05分）

（休憩）

（午後 1時30分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告8番、市村千恵子議員の質問を許可いたします。

市村千恵子君。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 通告8番、市村千恵子です。

私は、同和事業の完全廃止を訴えて当選されました茂木町長に、どのようにこの同和事業の完全廃止を実施するのかについて、まずお聞きしていきたいと思います。

今回の町長選挙は、茂木祐司新町長が公約として掲げた同和事業の完全廃止が、多くの有権者の共感を呼び、支持を得ました。同和予算を削り、その予算を国保税の引き下げや介護保険の引き下げに回すというのが、とても自然に有権者にはストレートに届いたのだと強く感じました。

長年、行政運営が歪められてきた同和对策事業、国の法律が切れ、県も廃止した中で、町は単独でさまざまな優遇措置を継続してきました。しかし、このことは、多くの町民の皆さん、こうした特別の優遇措置がされていることを知りませんでした。いままで町はこうしたことをしっかりと広報してこなかったことにあると思います。町民の中では、この問題については自由にものが言えず、強い不公平感等を抱いていました。町で行う同和問題の講演会があると、区長さんをはじめ、区の役員、公民館、分館の役員など、多くの役職におられる方々が動員され、実施されていたのが実態でもありました。こうしたことへの不満は、その都度、耳にしてきたわけですが、なかなか正面にこういうことが言えるような状況では、残念ながら御代田の中ではありませんでした。そうした中で、この不公正な同和事業、同

和対策の完全廃止を堂々と公約に掲げ、立候補したのが、茂木祐司新町長であります。そして、4,333票の得票を得て当選したことは、まさに御代田の中でいまままでこの問題を何とか解決してほしいと思っていた町民の思いに火がつき、短期間の中で大きく広がっていった結果と受けとめています。

この問題に直接携わっていた課長の自殺という、最悪の結果を招いてしまったこと、二度とこのような悲しいことが起こらないようにしてほしいという町民の思いがあり、そうした中で、この問題を解決しているのは、議会で一貫して不公正な同和事業を真正面から議会で取り上げ、行政が同和地区、一般、というような垣根をつくって事業を行うことこそが、同和問題の解決を遅らせている一番の障害になっている、こうした特別対策をやめるべきだと主張してきたのが、共産党の茂木祐司さんでした。この茂木さんでなければ、解決できないということも、やはりこの選挙戦の中で住民の中には浸透していったのだということを感じております。

初日の議案に対する質疑の中で、新年度予算で削られたものについて、お聞きしました。その内容については、担当課の係長が、選挙の次の日ですか、部落解放同盟の方から、もう返上したいというようなことが出されてきたと。その内容でありますけれども、団体、部落解放同盟の団体補助金540万円、同和会への補助金45万円、同和対策年金104万円、奨学金348万円、下水道事業補助金50万円、解放子供会運営費75万5,000円、集会所管理委託費23万6,000円、合計1,186万5,000円が削られましたというお話でした。

私もその後、予算書の方に7項目というのが出されたということなので、これだと6項目なんですけど、で、7項目というところでちょっと予算書の方を見ましたら、生活相談報酬93万2,000円、これは18年度の予算の金額でありますけど、これが削られていたと。合計1,279万7,000円。これがまた今回19年度では、予算書には載っていない部分であります。これが新たに町民全体の生活を応援する財源になるのだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 実君） 町長、茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 市村議員の質問にお答えしたいと思います。

部落解放同盟御代田町協議会の方から、町長あてに2月19日付で、以前合意していた7項目に対して、白紙撤回、返上ということで、文書が来ております。この

内容でありますけれども、公文書でありますから、若干この点について触れておきたいと思っておりますけれども、7項目の合意内容を3月31日をもって白紙返上するということですが、理由につきましては、『無所属として立候補されました茂木さんが、公約として掲げて勝利された以上、この件についての見苦しい紛議を避けるためでございます。さらに、茂木さんには、心から町民益を考えた政策を期待しており、その船出に対しましては、自ら政争を取り除いておいた方が餞であると考えた結論でございます』ということで、『本日の白紙撤回返上の通知をもちまして、同和対策にかかわりますすべてのことに対しまして、これ以上政争にならないよう、心よりお願いいたします。重ねまして、生活相談員の職務をあわせて3月31日までとさせていただきます』と、こういうことで文書が出ておりまして、それに基づきまして予算書に間に合う形で、先ほどおっしゃいました1,000何百万円の予算が削られているわけでありまして。

したがって、同和対策事業としては、廃止をいたしますけれども、もともとは町の事業というのは特別な方にだけ特別な事業をするというのではなくて、もともと生活が困難な方々に対して、その一般対策を引き上げてどれだけ支援するかということになります。したがって、これまで同和対策事業を受けていた方々に対して、その特別対策はなくなりますけれども、そのお金は可能な限り、そうした皆さまの中でも生活に困っていらっしゃる方、そうした方々のために、等しくお金を使っていくという内容であります。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） はい、私たちも、ずっとそれを一貫して主張してまいりました。

特別対策ではなく、もう地区、地区外という枠組みではなく、一般対策の中で、本当に生活に困っている方、それからその奨学金にしても、本当にやはり学業にお金がかかる中で、出せないという方への支援、そういう形で進めていっていただきたいということを常々申ししていましたので、本当にこのことはとても、大いに評価できますし、是非、決断でやっていっていただきたいなというふうに思っております。

その他の同和予算、3月3日の信濃毎日新聞の報道では、町が行う啓発事業の経費、職員の研修旅費、関連施設運営費など、団体補助や個人給付以外の同和関連予算として、人件費も含むわけですが、2,100万円余については町長は支出しない、支出を凍結する、6月議会で減額する補正予算を提出する、政策を盛り

込んだ補正を提出するというようなお話でしたけれども、質疑の中でもこの件については非常におかしいというような、出されましたけれども、でも、やはり時間的な制約の中で、町長が仮に3カ月前に当選していたのであれば、それが町長の公約どおりの予算書なり準備できたかもしれませんけれども、18日、選挙が終わって、3月9日招集の中ではやむを得ないことだと思っておりますので、是非6月議会にその減額するような補正予算、提出するということですので、大いに評価するもので、是非、その執行をやっていただきたいなというふうに思っているところでもあります。

こうしたことは、町民の皆さんがご理解いただけるものではないかというふうに思っているところです。

この支出をしない、町長が同和予算は完全廃止に向けてその財政措置はしないというようなことを言っているわけですが、いままで支出した部分、長年行政がその歪められてきた1つとして、部落解放同盟の団体補助金というものがあります。私も委員会の中で、再三この会計報告書なりを出してほしいというのを委員会でもやってきました。けれども、議員全員の承認というか、全員が出してほしいというふうになればとか、議長が出すようにというあれがなければ出せないということだったのですが、昨年12月、茂木さんが議員のときに、公文書請求をした中にこの部落解放同盟の会計報告というものが出されてきました。しかし、出された内容というのは、すべて黒塗り状態で、議会でも資料にお出ししているのに、皆さん、もう見ていらっしゃると思いますが、全然よくわからない会計報告というものが出てきました。これが個人が特定できるからという黒塗りの理由でしたけれども、なぜ会計報告に個人が特定できるのかが、ちょっと腑に落ちないわけですが、やはりこうした、貴重な税金ですよね、町民の税金がこの団体に対してどういうふうに支出されていったのかが、やはりきちんと納得できるように明らかにする必要があるのではないかなというふうに思うんですけれども、この点については町長、いかがでしょうか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 当然、町民の皆さまの血税を使って団体補助金として部落解放同盟御代田町協議会に支出したものでありますから、その税金が正しく使われているのかどうかということの検証は、当然必要だと思います。確かに、町、いまの段階

で公に出されているのは、その黒く塗りつぶされた文書だけでありますので、これでその支出が正しく行われたかということは判断できるものではありません。また、私たちは、町民の皆さまの税金がどのように使われたかについて、可能な限り町民の皆さまにご説明をするということは、行政としての当然の仕事だというふうに思っていますので、いまの段階でどういうふうにするかということとは言えませんが、いずれにしても、こうした補助金がどのように適正に使われているのか、そのことについては町としてはきちんと掴む必要があるというふうには考えています。その後のことについては、まだ考えておりません。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 是非とも、やはり町民には、町民の皆さん、これを見て皆さん「こんなことがまかり通るんですか？」というのが、率直な感想でした。

やはり団体補助金、本当にその団体に対する補助であります。そこがきちんとその運動、そのために使ったのであれば、それはそれなりの意味があると思いますが、どのように支出されたのか、このような会計報告では住民の皆さんは納得できるものではありませんので、是非ともこの点についても明らかにしていただきたいというふうに思っているところです。

次にお聞きしますが、初日の議案質疑のときに、町長がおっしゃっていた、今後解決する問題として、4つほど挙げておられました。その住宅新築資金の貸付事業のことをどうするのか。それからその同和教育集会所のことですね、先ほども一般質問で出ましたけれども、それと、人権センターの今後。そして厚生住宅をどうするのか、その4点について順次聞いていきたいと思うんですが、まずは、この今後解決する問題として挙げていた、その住宅新築資金事業です。

これは、再三私たち共産党としても町に対して指摘をしてきたところであります。予算質疑の中でも、町長、議員のときに、延滞金すらも項目がなかったということで、延滞金の項目設定はされましたけれども、その元金の方を返していただくために延滞金をいただくよりも元金を回収するんだということで、一切いままでは延滞金はいただいてきてなかったわけですが、予算質疑の中では、これからは延滞金もいただいていくというようなお話がございました。

ほかのところはなかなか一般会計繰り入れないわけですが、この同和、住宅新築資金については、もう一般会計からの繰入総額というのは、18年度で1億

2,900万円にもなっているわけですね。で、19年度当初が947万3,000円盛られておりますので、1億3,847万3,000円ということではあります。滞納総額が18年度当初は9,859万7,012円あったと。途中ですが、一括返済、692万2,755円が一括返済あったので、滞納総額は9,167万4,257円だという予算質疑の中で、係長がおっしゃっていたと思うんですけど、町もいままでは借りたものは返していただくということをおっしゃっていましたが、なかなか回収が進んではいなかったのが実態だと思います。

ちょっとまずお聞きしたいのは、途中一括返済692万円というのは、これは1人の方でいろいろ何口とか、件数でいうと何件とかあってありますけど、済みません、その692万円は内容はどのようなものでしょうか。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長、荻原 浩君。

（人権政策係長 荻原 浩君 登壇）

○人権政策係長（荻原 浩君） お答えいたします。

正確な数字を、ちょっといま持ち合わせていないんですが、600数万円というのが1名の方が返済されております。あと計画的にこれも月々1万円ずつということで細分化されながら返済を毎月毎月されているという方々もおりますので、全体の総数で何件ということは、ちょっと具体的にいま何件というふうには数字をいま持っていませんが、10名程度の全体で延滞金については返済がされておまして、その600数万円というのの主なもの1名の方から一括償還があったものでございます。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） それでは、その滞納総額が、だから一括返済されたので、いま残っているのは9,167万4,257円というのが滞納総額になるわけです。9,000万円の滞納があるわけですね。いままで返していただくということでやっていたけれども、今後、この解決、本当にこの9,167万円、滞納ですけれども、これが今度また更に償還しなければならない部分というのが1億7,713万2,388円という、1億7,000万円もこれから更に返していく、返していかなければならないわけですね。いままでの返済の中での滞納がもう9,100万円になっているわけですから、やはりこの住宅新築資金がきちんと返していただければ、それが今度一般会計の繰入ということもできるわけですので、健全財政を行ってい

くうえでは、この住宅新築資金の解決というのも、本当に町民のその全体の予算を使うという意味では、本当に解決しなくてはならない緊急の課題であるなというふうに思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えします。

まず、この同和事業の諸問題にどう取り組むのかの基本的について、まず述べさせていただきますと思うんですが、私は、部落解放同盟御代田町協議会から白紙撤回という書類が来たときに、係に聞いたのは、これは本当にみんなが了解して、この白紙撤回を出してきたのかと。上部だけの判断で何か全部打ち切ってしまうようなやり方なのかどうかということをお聞きしまして、その点をお聞きしたところ、役員会では了解したというふうにお聞きしました。ところが、この例えば奨学金の廃止その他につきましては、これまで同和事業を受けてきた方から、そういう説明は聞いていないので、いつこれが急に白紙撤回になったのかという問い合わせがありました。

私は、この事態は非常にまずい事態だというふうに思っています。したがって、この経過につきましては、例えば奨学金を受けているご家庭の方々、それから同和年金を受けているの方々、こうした方々がきちんとかうした事態になったということをお知らせしていないということは、非常にまずいというふうに思っています。したがって、こうしたいままで事業を受けてきた方々で、この事業が打ち切りになるという方々に対しましては、私としては、きちんとか経過も説明していきたいと。また、いろいろ困ったことについては、是非申し出ていただきたいと。それは申し出ていただいた場合に、それは同和事業を継続するというのではなくて、あくまでも一般対策として何ができるかということをお聞きして、その個々について対応するような形になると思いますが、そのような形で丁寧にこの廃止についても対応する必要があると考えています。

お尋ねの、住宅新築資金の貸付事業については、これは給付事業ではなくて貸付事業でありますので、契約、町とそれぞれの方との金銭の、契約書に基づいて実施されている事業であります。したがって、この契約書に基づいて厳格にやはり進める必要があると思います。基本的には、借りたお金は返していただくということで進めてまいりますし、当然、滞納の延滞金は契約書のとおりにお求めしてまいります。

ます。

しかし、ただこの場合、少し考える必要があるのは、この事業の歴史的経緯というものも踏まえる必要があると思っています。それは、これまでいろいろな形の中で町の対応を私もお聞きしてきましたが、やはり歴史的に見て、町の対応に弱点もあったというふうに思います。したがって、この延滞金の請求その他に関しましては、個々の契約内容や生活の実態なども十分考慮して検討してまいります。実質的には、先ほど言いましたように、基本的には契約書にそって解決していく必要があるというふうに思っています。

そして、この滞納の解決でありますけれども、既に毎年の大体滞納解決は100万円程度であったかと思っておりますけれども、既に私が当選した2月19日以降、613万円のお金が返還されておりますので、これはどういう理由かわかりませんが、いずれにしても私が当選したことで若干の効果はあったかと思っておりますが、こうしたこの事業を、そして私は滞納者の方に対しては、やはり一軒一軒、訪問して、きちんと返していただくようにしていただくということで、この点はきちんとやらなければいけないと思っています。

そうしますことによりまして、いま市村議員がおっしゃいましたように、約1億円近い新たな財源を確保することができますので、そうした面からもこの事業についてはきちんとやっていく必要があると。ましてや、いろいろな大変な中で税金を納めている、また、そういう方々に対して、やはりこの事業はきちんとやらなければ、説明がつかないというふうに思っていますので、そうした姿勢で、きちんと対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） そうですね。やはりいままでの長年の経緯というものもあるのでしょうかから、町長がおっしゃるように、本当に国保の資格証明書ではありませんが、四角四面のではない、やはり生活実態を見た中での、しっかりと、やはり借りたものは返済していただくという気持ちをつくっていただく、そういうような形で進めていただければなというふうにも思っています。

次に、先ほども質問が出ていましたけれども、同和教育集会所の問題であります。運営経費、19年度は73万1,000円が計上されているんですが、大体いままでもこのくらいの運営費というものがかかっていたように思います。燃料費、電気、

水道、通信、運搬等、至れり尽くせりで、事務所として部落解放同盟御代田町協議会の方が使用していたということを、常々私たちは言っていたわけです。団体補助金もらいながら、更にこういう運営費まで町が出してあげている。水道、光熱、電話代まで出しているという中で、これこそ不公平ではないか、ほかの団体は自分たちで自前で事務所を借りて、水道光熱費から出して、やっているのにというようなことをさんざん言ってきました。

先ほどは、部落解放同盟がそこを事務所として使う根拠は、法的な根拠は全くないんだということで、これも町長、今後どういうふうにするのか、部内の議論をしながら、利用方法としては町民であればみんなが使えるような方向というようなことをおっしゃっていたように思うんですけれども、そういった解釈でよろしいでしょうか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この同和教育集会所のこれからの利用方法につきましては、私のところにもその関係者の皆さんから要望も出ております。したがって、やはりその地域の皆さまのご意見も聞いて、どのように運営するのが、この施設はいろいろな形でお金もかけてきておりますので、どうしても有効な活用ということが必要になると思いますが、それにつきましては、やはり地域の皆さまが自分たちの公民館的なものとして活用したいとか、そうしたご要望があり、また自分たちでそれは管理したり、そのためのお金は自分たちで出すとか、そうした合意ができれば、そのようにしていく方がいいかと思いますが、いずれにいたしましても、部落解放同盟御代田町協議会につきましては、事務所として使っている何ら根拠がありませんので、それはそういうものとして対応していく必要があると考えています。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） そうですね、やはり町民に説明できない、町民が理解できないということは、速やかに改善していくべきだというふうに思います。

次にですけれども、この人権センター、隣保館と言われているところでありますが、同和対策課を廃止するとの考えを示されたわけですから、この隣保館をどのようにしていくお考えでしょうか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 隣保館の有効な活用ということについてであります。これについては、いま、部内で若干の議論がありまして、使いたい、是非そこを有効に活用したいという課の申し出もありますので、全体としての合意ができた段階で、何らかの部署がそこに配置されるなり、あそこには給食施設、調理場があったり、会議室が、大きな会議室がありますので、そういうものを有効に活用できるように、いま検討しているところです。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） そうですね。町民の中には、『エコールみよた』というのがすごく利用者が多い中で、なかなかやはり、会議室みたいなところを、是非公民館的に使えないかというようなご意見も聞いているところでもありますので、本当にいろいろ町民の中からの意見を聞いた中で、部内の組織の中での話もあるでしょうが、是非そういうふうな形で、利用できるような方向にも考えていただけたらなというふうにも思っています。

本当にその難しいところは、次、厚生住宅でありますけれども、この厚生住宅、かなり御代田町で本当に土地建物すべて町が管理しているものが全部ではないわけで、中には土地がその地区の人であって、建物が町の建てた部分とか、難しい部分がありますが、この厚生住宅の解決というのも、どのように考えているんでしょうか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

現在、町が管理する厚生住宅は35戸であります。そのうち23戸が入居者の土地所有となっております。厚生住宅の建設の目的は、同和対策事業の住環境整備の一環として、昭和50年より持ち家対策的な要素を含んで建設されました。建設から32年経過し、施設の老朽化も進行しています。厚生住宅の維持修繕費は、平成6年から平成17年の12年間で652万5,549円であります。年平均では、54万4,000円であり、今後も同額以上の維持管理経費が見込まれると思われまます。この厚生住宅につきましては、耐用年数を経過した厚生住宅、これは19戸、木造住宅で20年。敷地が本人、親族などの所有である場合、また、敷地が町所有である場合でも、要望により敷地とともに財産処分を随時行っていきたいというのが、これまでの町が進めてきたところでもあります。耐用年数を経過した厚生住宅の

財産処分について、これは補助金も受けて実施した事業でありますので、県にも確認したところ、耐用年数を経過した場合は、報告についても不要であり、町の考え方で無償譲渡も可能であるということでもあります。したがって、この厚生住宅をどうするかという問題につきましては、その維持修繕費が今後どれほどかかっていくのか、それに対して、できればその土地所有者なりに買い取っていただくのが一番いいわけでありますけれども、しかし、今後の経費がどの程度かかるかによっては、無償譲渡、要するに耐用年数の過ぎたものに対して無償譲渡の方が町の負担が少ないということになれば、そういう点も考えて、財産処分を進めていく必要があるというふうに考えています。

いずれにしても、この問題はいつまでも町の所有として引きずって、これ以上経費を大きくかけるという事態は、避けていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） わかりました。是非ともこの厚生住宅も、本当に他の住宅、公共住宅ですね、公営の住宅、町営住宅ありますけれども、と比較しても、本当に家賃の面ではかなりの差がある中で、やはり不公平感を持つ1つでもあります。できるだけこれも解決していただけるような方向で進めていっていただきたいと思えます。

次に、公約に具体的な実施ということで、公約についてお伺いしていきたいと思えます。

まず、この公約に掲げた4つの項目について、私は質問していきたいと思えますけれども、この乳幼児医療費無料化、所得制限の撤廃と年齢引き上げは、ということなんですが、昨日の質問の中でも、この乳幼児医療費、子育て支援ということで町長も小学3年生ぐらいまでは実施していきたいというようなお話もありましたので、是非やっていただきたいなというふうには思うんですが、まずいま現在、この就学前まで無料化にはなっていますが、長野県下では最低水準であります。それはどういうことかといいますと、ほかのところはほとんどが県が就学前まで無料化を実施するにあたり、所得制限というのが、県も所得制限を設けてやっておりましたけれども、県が就学前まで実施するにあたり、所得制限を撤廃しました。ところが、その当時は御代田町はその県の所得制限よりも500万円という、所得500万円

というところでやっていたから、かなり高い所得制限ではあったわけです。ところが、撤廃されたことによって、今度その児童手当の給付の所得制限というものを導入したんですが、それはいままでの現行の500万円、所得制限500万円よりは高くはなったわけですが、それでもそのときに所得制限かけたときに、町の説明では、御代田町の中で17名の子どもが対象から外れるというようなお話がありました。この乳幼児医療費というのは、本当に子育て支援として町も施策の1つとして打ち出してきたものでありますので、やはりその収入の部分で差をつけるということは、すべきではないのではないかなと思うわけです。また、児童手当と違って、この医療費の部分というのは、病院に行かなければかからないわけですから、是非ともこの乳幼児医療費の所得制限、まずはこの所得制限がかかっている部分を撤廃する考えがあるかどうかについて、お願いします。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 市村議員ご指摘の、乳幼児医療費の所得制限の問題についてであります。これにつきましては、県内で所得制限を行っているのは当町だけあります。平成20年には所得制限を廃止する予定であります。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） ではこの19年度というのは、まだ所得制限がかかったままという考えでいいですか。はい、わかりました。

町長、言っていましたその財源を、400何十万円、480万円とか、前の6月、昨年6月議会で、茂木町長が議員のときに町にお聞きしたときに、県がその通院費の部分の就学前まで無料化したことで、どの程度お金が浮くという話の中で、480万円ぐらいというお話でした。それはじゃあ何年生ぐらいまで、その浮いた部分、充てるとすれば、何年生ぐらいまで実施できるのかといったときに、小学3年生ぐらいまでというお話でした。やはり本当にこの小学3年生まで実施してただけということは、本当に子どもを持つ親として、私も本当に何度も言うんですが、本当に気管支喘息とか、慢性的な病気を抱えている子どもにとっては、この医療費というのはとても急な出費になるんですね。予定外の出費というのがあるので、とてもその子育てしている人にとっては、経済的にやはりとても支援になるわけです。だから、是非とも、何とか、前は3歳だったのが1歳ずつ上がって行って、ようやく就学前までになりましたけれども、今度就学前からその小学3年生といっ

ても医療費が400何十万円とは言っていますけれども、実際、その小学生が、うちの子どももやはり小学校に上がった途端に、大分その改善されてきました。その気管支喘息というのがね。本当に保育園のときはもう半分休むくらいの入退院繰り返す感じでしたけれども。是非ともやはり小学3年生までとりあえずやっていただければ、子どもさんを持っている親にとっては、本当に子育て支援になる。やはり再三言っているんですけれども、御代田町は2万人構想と打ち出している割には、本当にこの、直接的に親を支援する施策というものを、もっと具体的に打ち出しているのではないかとこののを、常々申し上げているわけです。それで、乳幼児医療費の小学3年生ぐらいは、是非、……。

(発言する者あり)

もちろん、卒業ですけれども、それは4年の中のスパンの中でというふうにも町長おっしゃっていましたので、実際的にできる部分というところでやっていただきたいというふうに思いますけれども。その考えはどうでしょうか。

○議長(土屋 実君) 茂木町長。

○町長(茂木祐司君) 私、この議会の議論を通じて感じたことなんですけれども、公約というのは、すぐにできるのかどうかということなんです。そこがちょっと今回の議論の中心になっているような気がします。いずれにしても、公約というのは4年間の中でやるということでありまして、そしてそれは、改革というものはどのように進むかということなんですけれども、それはやはり山道を一步一步登るように、一気に登れるのではなくて、やはり一步一步積み重ねの中で頂点を目指していくということであって、それはなぜ私はそうした改革の方向が必要かといいますと、それは町民の皆さまのご理解を1つひとつ得ながらでなければ、この改革はできないというふうに思っています。

例えば、この議会で私と議員の皆さまの間だけで予算がどうだ、それだけで例えばその年齢を引き上げる、例えばその補助を引き上げる等々のいろいろなことがあるかもしれませんが、しかし、私はそれだけで本当の改革になるだろうかと考えています。それはやはり町民の皆さまが1つひとつこうしたことについてどう考えているのか、どのような要望があるのか、そうしたことをやはり町民の中で話し合っていていただいて、そして町として、町に対して協力していただくことは協力いただく。そのことをやってこそ、そうした町民の皆さまの協力体制もできていくというふう

に思っています。

したがって、町の改革というものは、町長や職員や議員の皆さまだけでやるのではなくて、町民の皆さまが下からの町を支えようという、そうしたエネルギーを引き出さない限り、この改革は成功しないというふうに思っています。したがって、今後、進める改革につきましては、当然、職員の皆さまの中でしっかりと議論をする、また議会の中でもしっかりと議論をする、同時に町民の皆さまに対してもしっかりと説明をして、そして町民の皆さまそのものがどうすればいいのかという、そういう内発的な力、住民のエネルギー、ここを引き出すところに、私の改革のいままでと違う特徴があります。

お尋ねの、子どもの医療費無料化の問題については、当然、選挙公約は小学校卒業まででありますし、それはなぜかといいますと、もう既に多くの自治体が小学校卒業、中学校卒業、こうしたところまで子育て支援を強めて、いかにその子育て支援がまちづくりにとって大事なのかという、町としての位置づけがそこに表れていると思っています。それはただ単に町民の皆さまの負担を軽くするというだけではなくて、町としてどのように子育て支援を重視していくか、そのやはり意思表示が、意思の表明が、そうした形になって出てきているというふうに考えています。そうした見地から、この問題についてはできるところから実施をしてまいりたい、このように考えています。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 是非、できるところから、それからその本当に子育てしている親御さんたちの思いというものを、しっかりと受けとめて、やっていただきたいというふうに思います。この件についてはまた引き続きやっていきたいというふうに考えています。

次は、国保税の引き下げについて、町長は本当に2年連続の値上げによって、かなり住民の生活が大変な状況になってきました。税制改正の影響などもある中で、本当に今回の選挙の中も私も感じましたけれども、みんなから言われるのは、本当になぜこんなに国保税が高いんだということでありました。それで、その、違った考えでやっていらっしゃる方なんですけれども、やはりなぜ引き下げをしたかということ、しっかりと見ていただきたいというふうに思うわけです。町はその当時の農業所得がかなり多いという中での、やはりこれでのポイントかければ、ほと

んどの人が農業所得が前年度課税ですから、前年度がすごく多くなってしまうという中で、ポイントを下げたという経過もあります。

また、やはり高くなる国保税を引き下げているのは、他の自治体、全国では1,424の自治体がございますが、町長も質問のときにおっしゃっていましたが、やはり低く抑えているという努力を各自治体がやっているわけです。

この選挙戦の中で、ちょっとそういう話があったときに、なぜ御代田は医療費が低いのに、国保税が一番高いんだっておっしゃったときに、元役場の担当課におられた、お辞めになった方でありますけれども、そうしたら、一般会計から入れているから安いんだよというふうにおっしゃってました。

やはり他の自治体というのは、保険料を下げるために一般財源を投入して低く抑えているというのが実態であります。国から来る部分というのは、もう決まっていますし、自治体によってその高齢化率ですとかの部分で、来る部分というのは、若干、御代田は特にそこで何パーセント削られてきている部分というのは確かにありますけれども、もう来るものが決まっているわけですから、国のもともとのその国庫支出金というのが減らされてきたもとの、いま、この国保税、医療費にかかってくる部分は国保税で見るということでやっているわけです。

でも長年ずっと御代田町はその一般財源、その特定の一般財源というのも決まった額がありますが、それ以外の一般財源は投入してこなかったもので、どんどん上がってきているというのが実態であるわけです。それで、その一般財源を投入することが、再三、前町長の場合は特別会計で、それで一部の人しか入らない国保なので、一般財源を投入することはできないということをして再三言っていたわけですが、この国保、そもそも国保でありますけれども、とても負担的に不公平な部分があるわけです。他の保険と比べて。その被保険者1人当たりの年間所得というのは、これ12年度に調べたやつが、国保加入者の所得です。これが186万円でした。ところが、15年推計では132万円に減っています。政管健保、これは政府管掌健保といって、中小業者の人が入っている健保ですね。それが12年のときには236万円でした。15年推計では230万円。組合健保というのは、年間所得は379万円でした。12年度。それがもう371万円。だからこの政府管掌、中小業者なり組合健保の部分の収入というのは、さほどの変動はありません。ところが、この国保加入者の所得、12年と15年の推計を見ただけで、50万円も、54万

円もあるわけですよ。ということは、いかに国保に加入している人たちが低所得者であるか、所得が本当にない人たちが入っている、特に高齢化率も、高齢者、加入している高齢者の割合というのも、17年度末があるんですけども、国保の場合は24.2%、政府管掌は4.6%、組合健保は2.1%。何せ老人の方が入っているのも特徴なんですよ。もう老人になってくれば、みんな年金所得ですよ。そういう中での国保、国はこれをすべてフラット、組合健保も政管健保も、どんどん国保に近づけて、前は1割医療費だったのを3割にするとか、そういうふうに国は動いているわけですけども、こういう中で、やはりもう本当に行き詰まっている中で、どうしたって一般財源を投入しなければ、本当に低く抑える手だてをしなければ、やはりもう成り立っていかない、払えないというのが実態なわけです。ですから、本当に町長が公約に掲げて、緊急のあるところから順次財源を見つけてやっていくということでありましたので、本当にこの国保に関しては、命にかかわる部分なので、早急にやはり検討をして実施していただきたいなというふうに思っていますが。

町長、その点はいかがでしょう。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

町の予算をどのように使っていくかという問題が、私はやはりこの問題などにもあると思います。それは、例えば長野県の南の端の泰阜村では、ここは国保税なども低いところでありまして、ここの松島村長さんは、例えば町に道路をつくる計画があると。村ですね。村に道路をつくる計画がある。しかし、いま多くの高齢者の皆さんがお金が払えない状況になっている中で、じゃあ1年だけ、じゃあその道路は我慢しよう、みんなで我慢しよう、そしてそのお金を本当に生活に苦しんでいる方々のために使おうと、こういう形で老人福祉に対してお金を使っているという話をお聞きしました。したがって、行政といたしましては、やはりいま何にお金を優先的に回すべきなのかと、そういうことがこの問題では問われているというふうに思っています。

国保税の引き下げにつきましては、確かにいま市村議員がおっしゃいました一般会計の繰入という点は、これは確かに議会、昨日の議会の中でも、御代田町が1人当たりの方々に一般会計から繰入をしている額が、例えば軽井沢町よりも5,179円低く、立科町よりも1,779円低いと、こういう実状がございます。したがって

まして、緊急避難的にはやはり、他の町村と同じような国保会計への一般会計からの繰入が必要だと思えます。

しかし、この国保会計にお金を繰り入れたからといって、この問題が根本的に解決するというふうには考えておりません。それは、一番の問題は、病気の早期発見、健康増進をどう進めるのか、つまり、町民の皆さまがいかに元気で健康で、毎日の生活を送ることができるのか、そうした状況を町としてどうするのかということが問われていると思えます。この点でも御代田町の現状は、他の町村と比較して、大きく遅れた現状がございます。それは、その病気の早期発見、健康増進を進める保健師の、保健師を中心とする各種の事業がございます。これが、この保健師の数がどうかということが、一定程度やはりこの健康増進にとっては、かなりの比重で大きなものがあると考えています。

例えば御代田町の保健師の数は3名でありまして、保健師1人当たりの人口は、4,715人、4,715人を1人の保健師でみているという形になります。

お隣の軽井沢町では、保健師が7名おります。1人当たりの保健師が受け持つ人口は、3,446名、つまり、御代田町の1人の保健師に比べて、1,300名少ない方を担当しているということになります。

また、南佐久の方にまいりますと、確かに南佐久の方は病院が近くないというような問題もきっとあるかと思えますが、しかし、町の病院を抱えている小海町でも、4人の保健師がおりまして、保健師1人当たりの人口は、御代田町の半分近い2,000数百名という状況になっています。

またさらに、全国的には保健師の配置の平均は、人口1万人に対して4.7人という数字も出ております。そういうことから考えますと、御代田町の保健師の数3名というのは、到底この十分な保険活動を実施できる状況にはないというふうに思えます。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） いま町長、その保健師のことをおっしゃってくださったわけですが、私も本当にこの間、この保健師の部分ですね。町はだからその介護保険にしても、国保にしても、予防医療に力を入れる、力を入れるといっても、いつも予算を見ても、そんなに具体的にその予防にかけた予算というものが出てこなかったというのが、ほかの議員の皆さんでも感じていらっしゃる方は大勢いるような

気がいたします。

そういう中で、この保健師の数というのは、本当に山梨の方にも、医療費を削減しているという自治体とか、大洋村とか視察に、社会委員会として行くわけですが、本当にそういうところは人口の割に保健師の数、専門職の数がきちんと配置されていると、いつも痛感してきたわけです。ですから、その都度委員会でも言いましたし、それから私、いま国保審議会の方から代表で健康づくりの方にも出させていただいているんですけども、是非その場でも再三要求してきたことです。やはり予防に力を入れるには、人を、人的配置をしなければだめだということで、申し上げてきたんですが、ではそのいま町長、1万人人口で4.7人というふうなお話もありましたけれども、御代田町、本当に少ない中で、臨時職員の方も1名いるらしいですが、そういう中で、増員していく考えというのはあるわけですか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 保健師の増員ということにつきましては、これはまだここで答えられる状況ではありませんが、ただ、この問題に対する課長会議の中では、保健師の増員は必要ではないかという意見も出ておりますので、この件についてはどのように配置すれば、どのような成果が上がるのか、効果があるのか、そういう点もじっくり見極めて、現状としましては、やはり他町村と比べても、また全国的にも、保健師の数が足りないということは、もう明々白々でありますので、どのように対応するかについては、今後更に検討してまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 是非、本当にこれからはやはり予防の方に力を入れていく、それにはやはり適切な人的配置をしていくべきだというふうに申し述べておきます。

次に、介護保険の引き下げということも公約に載ってございましたけれども、この介護保険、一般財源を4,800万円投入して、そしてなおかつ4,600円に引き下げたと。その一般財源を投入しなければ、もう5,100円にもなってしまったと。5,100円というのは、もう全国トップのレベルではないかなというふうに感じているわけです。ですから、本当にこの介護保険も適正化事業というものを導入しましたが、これも再三、前町長には要求してきたことでもあります。これ以上本当に介護保険の給付費が伸びたら、本当に健康で頑張って介護を使わない人が、保

険料だけ払うような実態になってしまうという中でやってきたわけですが、前回、税制改正による影響によって、低所得者の人たち330万ほどの影響というのが出たという部分もありますが、その介護保険料の引き下げというのも、やはり65歳以上の方にとっては大変大きな問題ではありますが、財源もこれから見ていく中で、是非ともこの部分についても、しっかりと対応していただきたいというふうに思いますが。

それからその適正化事業をやはり今後もきちっとして、この介護保険全体をやっていくのかどうか、その点についてお聞きしたいと思いがすが。

○議長（土屋 実君） 町民課長、南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

適正化事業につきましては、16年度から実施しております。それで、昨年度につきましては、町内の業者をやったわけではありますが、その中で適正化をすることによって給付費が大分下がったという事例も見られました。それで、今後、19年度はこの適正化事業を実施して、再度、問題のあるという事業者については、給付費の返還を視野に入れてやっていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど市村議員が言いましたが、4,800万円ではなくて、4,200万円であります。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 御代田町にとっては、国保税が長野県で一番高い、介護保険料がまた長野県で2番目に高いという現状になっておりますが、なぜ高齢化率が長野県内で下から2番目という状況になったり、医療費の給付も、決して長野県一番ではないのにこうした状況になるのかというふうに、非常に私は疑問を持っているところです。

そこで、その介護保険につきましては、本来、福祉・介護は国が責任を持って行うべきサービスでありながら、介護保険制度の導入に伴いまして、これまで国が出してきた予算を削減して、それを地方自治体あるいはその加入者に、町民に押しつけたところに、この制度を維持するうえでの特別の難しさがあると考えています。また、介護サービスの利用が増えれば増えるほど、保険料に跳ね返る仕組みになっていますので、介護保険料の軽減のためには、財政的支援だけでは根本的な解決に

はなりません。この問題では、特に年金額の低い皆さんにとっては、生活するのにぎりぎりの年金から、更に介護保険料が差し引かれてしまうので、生活そのものが脅かされています。こうした状況をどうにか改善できないかという視点で検討をしていく必要があると考えています。

いま、担当課長の方から説明がありましたように、町では介護サービスの適正化に向けて、介護給付適正化事業を実施して、給付の適正化に努めているところでありまして、先ほど、課長の方からご説明がありましたように、それは一定の成果を上げていると思っています。したがって、更にこの介護サービスを適正化する、つまり、それは介護サービスをきちんとした形で提供することでありまして、適正にするということでありまして、それはそれ以下のサービスに引き下げることではありませんで、適正化という側面から、もうひと回り強く、改善のために取り組んでいく必要があるというふうに思っています。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君に申し上げます。

制限時間が近づいておりますので、まとめてください。

○7番（市村千恵子君） はい。適正化事業、是非ともしっかりとやっていただいて、本当にこれ以上の介護給付費の伸びがないようにしていただきたいというふうに思います。

それで最後ですけれども、この保育料なんですけど、6月議会で12.5%の引き下げ、それは国のその基準改正の中で行われ、というお話が、議案質疑の中でございましたけれども、やはりその見直しを3年目に入ったということで、6月ぐらいに国のその基準改正に伴って改正して、見直しをかけるということでしたけれども、それはまだ引き下げというふうではないわけですか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この件につきましては、私は選挙の中で、町長など特別職の給与を削減したことによって、520万円の新たな財源を生み出すことができるというふうに申し上げました。そして、町がこの前に行った保育料の引き上げは490万円ですか、そういう金額でありました。したがって、保育料をもとの引き上げ前に戻すことは、そういうことで言いますと、理屈としてはできるということではありますが、ただ、19年度に見直しをかけるということになっておりますので、いずれにしても引き下げの方向で作業を進めることになると考えています。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告8番、市村千恵子議員の通告のすべてを終了いたします。

通告9番、柳澤 治議員の質問を許可いたします。

柳澤 治君。

（13番 柳澤 治君 登壇）

○13番（柳澤 治君） 通告9番、議席番号13番の柳澤 治です。

私は、共同調理場方式を推進する立場で、学校給食のあり方について質問をいたします。

町長は、先の町長選で、6つの約束の1つとして、温かくて美味しい自校給食を存続しますと訴え、配布したチラシに、『現町政では検討が不十分なままセンター給食に決定され、町民への説明がありません』と書いてありました。

町長も議員であった12月定例会、全員協議会で、給食施設検討の経過の説明を受けましたが、そこで共同調理場調理方式に決定した経過を、きめ細かく説明を受けたと思います。そのとき配布された資料、町長も手元にあると思います。これを再度町民に知らせるという意味でも、読み上げてみますと、『学校給食等のあり方検討委員会では、御代田中学校建て替えを平成21年度から予定しており、これに伴い、給食施設の建て替えをするので、町内各校の調理場を単独校調理場がよいか、共同調理場がよいか検討し、会として方向を出してもらいたいと、教育委員会の要請を受け、これにかかわる法令の学習、共同調理場の視察、双方の長短やコスト比較を通して、どちらがよいか検討をしてきました』という報告がありました。

その経過報告を細かく見てみますと、町長のチラシにあった、住民に不十分なままセンター給食が決定されたということではなく、かなりきめ細かくやっていた経過がわかります。これを読み上げてみますと、平成17年2月4日に学校給食等あり方検討委員会が立ち上がり、第1回の委員会が開催されました。その委員会に選ばれた構成メンバーは10名であり、農業委員会代表、学校評議員代表、前佐久PTA会長、幼稚園長、学校PTA会長代表、学校代表、女性町民の会代表、食品衛生協会御代田支部代表、区長会代表、農村女性ネットワーク代表、これらの町民の中から10名選ばれて、この組織が発足し、第1回会合では正副委員長が選出され、

昼食の試食、今後の検討事項について、食育の検討、単独校調理場、共同調理場いずれがよいかの検討、以上の検討事項を、それぞれの出身母体に持ち帰り、検討をしてもらうよう確認したそうです。

その後、第2回検討委員会が3月17日に開催され、そこにおいては、食育について学校指導要領、学校給食法の学習、小中学校の給食指導の実態、法的根拠から給食の目標・目的は、食育にあること。給食の実施については、努力規定であることについて、その場で明確にしたそうです。

その後、4月25日に第3回検討委員会が開催され、そこにおいては食育について諸学校の給食指導の実態、学校給食における、学校・家庭・地域の連携推進事業について、給食について、学校任せではなく、家庭のもと、関心をもっと持ち、食生活の改善を行っていくべきとの意見が多く出たそうです。

その後、第4回委員会が6月16日に開催され、食育についてこれまでのまとめを行い、学校から家庭への啓発の必要性、個食の問題、この個食というのは、家族がそろって食事を食べるのではなく、家族が個々に食事をする問題だそうです。現在、そのような個食というのが各家庭でも多くなっているそうです、その問題等が話し合われたそうです。

その後7月19日に第5回学校給食検討委員会があり、食育についての意見書の検討、アンケート調査の実施について話したところです。

8月26日には第6回検討委員会が開催され、10月4日に第7回検討委員会が開催され、連携推進事業について検討委員会、教職員、PTAを交えて、先進地を研修視察することを確認したそうです。

そこで、教育次長にお聞きしたいんですが、10月27日に食育推進のための研修を、静岡県裾野市で研修したそうですが、これはどういうメンバーがその研修に参加したか、お答え願います。

○議長（土屋 実君） 教育次長、土屋洋一君。

（教育次長 土屋洋一君 登壇）

○教育次長（土屋洋一君） お答えいたします。

一応、学校給食のあり方検討委員会の委員の皆さん、それと、各学校からPTAの皆さん、PTAの代表ですね、それと各学校の教頭先生に出ていただきました。以上であります。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） あり方検討委員会のメンバーは10名ですので、そのPTAと
いうのは大体何名ぐらい来ましたか。検討委員会以外のPTAのメンバーの方。

○議長（土屋 実君） 土屋次長。

○教育次長（土屋洋一君） 記憶、定かではありませんが、4～5名はいたかと思います。

○13番（柳澤 治君） 4～5名ね。

○教育次長（土屋洋一君） はい。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） それには、各小中、南北小学校、中学校のPTAの代表の方が
参加したということですね。はい。

そのようなメンバーで10月27日に食育推進のための研修を、静岡県裾野市で
研修したそうです。

11月17日には、検討委員会が開催され、給食施設について学校給食法、学校
給食衛生管理の基準の学習会を開き、連携推進事業について、食育連携推進委員会
の立ち上げについて報告、今後食育の推進は、この組織を通じて行っていくことを
確認したそうです。

11月28日、食育施設に対する意見、単独校調理場が優れている点、劣ってい
る点、心配な点、共同調理場が優れている点、劣っている点、心配な点の意見の聴
取を開始し、学校給食あり方検討委員会委員、小中学校PTA会長、依頼の内容、
それぞれのメンバーで、依頼先として、検討委員会、小中学校PTA会長。依頼の
内容、それぞれの出身母体のメンバーから意見を聴取し、単独校調理場、共同調理
場について、優れている点、劣っている点、心配な点、疑問な点、わからない点等
を、何でも書いて出していただくよう依頼したそうです。その依頼の結果というの
は、大体、対象が小学校5年生、中学校1年生の保護者を通じて、対象128人を
通じて、回答が116あったそうです。それらのことを行い、また、12月22日
には、給食施設について佐久市北部給食センターの視察、その視察に行った検討委
員会のメンバーの中の意見を聞きますと、こんなにすごい衛生管理をしているのか
と、感嘆の声。単独校調理場、共同調理場のメリット・デメリットについて意見聴
取、状況を報告したそうです。

平成18年に入りまして、2月2日に第10回検討委員会がありまして、そのと

きは給食施設について、給食施設整備、運営コスト比較資料について、単独校調理場3カ所の建設した場合と、共同調理場を建設した場合の建設コスト及びランニングコストの想定値について、石塚設計事務所から説明を受け、単独校調理場、共同調理場のメリット・デメリットについて、建設費は共同をガスで調理するとして積算した場合、5億1,992万7,000円。単独校3校で同条件を積算すると、7億2,522万7,000円で、約1.5倍、その差2億500万円かかるという積算が出たそうです。また、ランニングコストは、共同調理場の場合は1,050万8,000円、単独の場合は1,364万7,000円で、1.3倍かかるということで、単独調理場、共同調理場のメリット・デメリットについて、1週間以内に意見集約を行い、次回までに意見に対するコメントをまとめて検討するよう確認したそうです。

2月20日には、第11回検討委員会が開催され、給食施設について単独校調理場、共同調理場のメリット・デメリットについての分析について、単独調理場と調理の給食のにおいが授業中の教室に漂い、楽しみが膨らみ、五感が刺激され、良いという意見があったが、実際に学校へ行ってみると、においが教室に漂うことはないなど、いろいろな意見の事実確認を行い、調理場の整備にあたっては衛生基準を満たした施設で、子どもたちにどんな給食を提供して、いかに食育を進めるかが大切であるということを確認し、3月28日には第12回検討委員会が行われ、給食施設について単独調理場、共同調理場のメリット・デメリットの分析に対する意見について、どちらの給食施設を選択しても、安全で衛生的で、衛生を第一に地産地消を推進してほしいという意見が多く、どちらを選択するか結論はそれぞれの出身母体に持ち帰り、再度検討をして、次回にまとめるといった意見だったそうです。

4月20日には、第13回検討委員会が行われ、給食施設について単独校調理場、共同調理場について学習し、これまで検討経過・成果をまとめ、資料を作成した共同調理場に対して、根本的な反対の根拠が見当たらず、共同になったとしても問題はないという意見が多く、働く人の意識次第で、単独でも共同でも大差はないという意見があり、また自分たちの税金で建てることを忘れてはいけないという意見もあり、給食に多くを求めすぎるのは疑問という意見もあったそうです。

現在のように子どもたちが栽培した野菜を給食に活用することを継続してほしいという意見もあり、また、地産地消を継続拡大してほしいという意見もあったそうです。給食施設整備で、予算を節約し、教育のほかの部分に投資してほしいという

意見もあり、多くの意見交換、議論をした結果、共同調理場で進めることが良いという決定をしたそうです。

5月14日には、第14回検討委員会があり、給食施設についてまとめということで、学校現場では単独施設整備や栄養職員の雇用により費用をかけることであれば、教科等の先生を配置するなど、他のことにお金をかけてほしい、衛生管理を第一に、根拠のある意見を付記する共同調理場で、小中学校全体の食育推進を進めていくため、考慮事項を付記する共同調理場方式が良いという意見書を作成し、それを教育委員会に提出し、5月26日に教育委員会定例会が行われ、学校給食等のあり方検討委員会の意見書の報告を受けたそうです。

6月5日、これは議会の一般質問ですが、一般質問に出て、これまでの検討経過及び委員会の意見報告を報告、また、町長も委員会の意見を尊重するとの発言をしました。

6月20日に教育委員会の定例会が行われ、給食施設について教育委員会が佐久市北部の給食センターの視察を行い、7月20日、教育委員会定例会が行われ、給食施設について学校給食衛生管理基準の学習、7月20日、連合PTA会長名で「御代田連合PTA会長よりお知らせ」ということで、目的は給食施設の検討の現状を、各PTA会員に正確に伝え、それに対する意見を聞くという目的で資料を配布し、それは各家庭で、この資料を一読したうえ、意見・要望があったら、担任へ提出、学校、夏休みが明けたら、その意見に対して、意見をまとめて出してくださいということで、3校で5通が意見が入ってきたそうです。

9月26日、教育委員会が開催され、給食施設について単独調理場と共同調理場の整備、運営コスト比較資料に学習会を行い、10月27日、教育委員会定例会で検討委員会の意見を検討、衛生面でのレベルアップを重視、当初一部で囁かれていた衛生面、冷める、美味しくない等の問題はすべて解決されている。単独調理場でやってきた優れた点を生かして、共同調理場を整備することが良いという結論を、教育委員会は出し、また、10月31日、連合PTA会長から要望書が提出され、これは7月25日に配布された資料に対する意見をまとめた結果、5月14日付の学校給食等のあり方検討委員会の意見書に対して、反対意見はほとんどなく、PTAとしては、この意見書に賛成する旨の文書が提出され、あわせて食育学習を踏まえて昼食の本来の目的を達成するため、給食施設の運営方法に対する要望が提出さ

れたそうです。それらにおいて、11月20日、食育施設のあり方について、学校給食あり方検討委員会、教育委員会の意見を踏まえ、連合PTAの要望書を加味、御代田町として中学校建設にあわせて共同調理場を整備するという事を理事者が決定し、昨年の12月の定例会の全員協議会で我々議員に教育委員会より報告があり、議員としましても賛成多数でこの調理場、共同調理場方式を決定して、現在に至っております。

そんな中、茂木町長が選挙公約の中で『検討が不十分のまま、センター給食が決定され、町民への説明がありません』と書いてありましたが、これらの民主主義的な、これほど民主主義的に十分検討された結論を、なぜ、不十分と言えるのか、お答え願います。

○議長（土屋 実君） 町長、茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 柳澤議員の質問にお答えしたいと思います。

いま、いろいろ説明、経過説明がありましたが、仮に今度の学校給食のこのセンター給食に、教育委員会として、したいということに対して、本当に町民の皆さんに説明責任が果たされているとしたら、町民の皆さんが納得したうえでの今度の選挙が行われたということになるわけです。そういうことになりましたと、今度の選挙では、当然自校給食かセンター給食かということが争点の大きな1つになりましたが、しかし、柳澤議員がおっしゃるように、説明責任がしっかり果たされて、町民の皆さんがご理解したうえで今度の選挙の投票したということになりますと、それはやはりそうしますと、今度の審判がきちんと正しかったということになってしまいます。

私は、そうではなくて、それにはやはり無理があると。町民の皆さまはこの問題に対して、例えば教育委員会の考えに対して、まだまだ理解がやはりされていないし、十分な理解がされていない、だから教育委員会には是非とも説明責任を果たしていただけないかというお願いをしているところでありまして、説明責任が果たされていたということになりますと、今度の選挙の結果は大変おかしなことになってしまうと思いますので、その点、私は違うと思っています。以上です。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） 町長の招集のあいさつの中で、住民と十分話し合いをもって、

誤りのない選択をしていくという、あのあいさつがありました。また、先ほどの答弁の中でも、町民の皆さんの合意が必要だという答弁を得ました。いずれにしましても、町長がそのように思っているなら、今後、よりいっそう、町民に対して、もっと説明をどのようにやっていくか。また、教育委員会とのそのすり合わせを、どのようにやっていくか、お答え願います。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 私は、この問題に取り組む基本点は、学校給食のあり方検討委員会の皆さまが出した結論、そしてそれをもとにした教育委員会としての独自の決定、教育委員会としての決定、これは当然のことですけれども、尊重するというふうに申し上げます。したがって、教育委員会が決定したことに対して、町として干渉するということ是不可能なので、教育委員会がやはりこうした事態に対して、私は説明責任を果たしていただきたいということをお願いしているところであります。以上です。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） そうすると、町長は、この説明責任はもっと住民に理解を得る説明は、教育委員会にしてもらいたいということですね。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 教育委員会はやはりその部門の責任を持っている1つの機関でありますので、その1つの機関がさまざまな議論を重ねて調査をしてきたことに対して、説明するということは、教育委員会ではできませんので、そのように私としてはお願いしたいと思っております。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） いま町長、何か教育委員会としてはできないけれど、そのようにお願いしますって、どういうことですか。いま何か、教育委員会じゃ説明ができないけれど。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありません。教育委員会として独自の機関として説明責任を果たしていただきたいと思っています。ただ、それに対して町として説明責任を果たしていただくうえで、教育委員会そのものには財政的な権限がございませんので、町として必要なものについては、そのような対応をして、でき得る限り、

是非説明責任を果たしていただきたいと、このようにお願いを申し上げているところでもあります。以上です。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） 教育委員会も独立した機関でありますので、町の機関とは別の教育委員会の意見というものを、町長はいま尊重して、教育委員会の方でその説明責任を果たすべき、また町としても援助はするということですね。そうですね。

その点、では教育長、どのように考えているか、お願いします。

○議長（土屋 実君） 土屋教育次長。

○教育次長（土屋洋一君） お答えいたします。

ちょっとわからない点があります。というのは、教育委員会に説明責任という話を持ってきているわけですね。町側として、町長として、自分は自校ということを書いておられるわけですね。それを言っているながら、説明責任ということでは、ちょっと住民の皆さんも戸惑うのではないかと、こんなふうに思うわけがあります。やはりこれは町部局と教育部局で話し合っ、教育委員会はさっき言ったように、段階を追って結論を出しております。その中で詰めていかなければ、やはり説明責任ということばは別の話だと思えます。これは改めて御代田町としてどういう方向で行くかと、合意を見た結果の中で、じゃあ説明責任を果たしましょうと、こういうことだと思えます。以上であります。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） 町長と教育委員会と、何かかみ合わないところがあるんですが、この公約では、町長は、『現町政は』ということは、町長の執行機関ということだよ、教育委員会ではなくて。現町政は中学校建設に伴い、現在自校給食を廃止して、1カ所の施設で1,400食もの給食をつくって配送するセンター給食に切りかえることになりました。検討が不十分のまま、ということは、現町政は検討の不十分のままということは、土屋町政のとき、検討が不十分だったということは、教育委員会ではなくて、何だ、この公約でうたった教育委員会でやってもらうというのと、ちょっと違うところがあるんですが、そこら辺、どうなっているか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えします。

その点については、何らおかしいところはないと思えます。それは、前土屋町長

のもとでは、教育委員会の決定に基づいて町としてもセンター給食、教育委員会の提案したセンター給食を実施するという事になっておりましたので、それに対して私がそれとは反対の立場で当選したということですので、前町政はセンター給食ということを決めていたということは、間違いなことだと思います。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） それで先ほど、招集のあいさつの方で、住民と十分話し合いがあって、誤りのない選択をしたいという招集のあいさつがあったんですが、やはり、選挙のときは前町長がそういう決断をして、今回の場合は教育委員会に任せるんじゃないかと、教育委員会と町側と十分話し合いを持って、本当に招集のあいさつで言ったように、誤りのないよう選択をしてもらいたいと思います。やはり中学校を建てれば、向こうやはり50年、60年、せっかくつくったそういう長いあれですからね。本当にその長い間の中に、誤りのない選択をしていただきたいと思います。

それではそこら辺のところを教育委員会と現町長、十分、教育委員会、まだ教育長も決まっていますが、話し合いを持って、本当に町と教育委員会と、この事業を、それは教育委員会、独立した機関でありますからなんて、そんな他人事のような、そういうことを、一大事業ですよ、町の中学校建て替えというのは。本当に一大事業でありますから、やはり町の執行側と教育委員会と連絡を密にして、本当に一体になって建築に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、ランニングコストの問題に入りたいと思います。

先ほどもランニングコスト、読んだんですが、やはり単独式と共同調理場式でいけば、かなりの差が出ますね。町の試算だと、町っていったって教育委員会の試算だと、3校単独で行くのと、共同調理場方式で行くのと、約2億500万円の差があると言っています。その中で、現在の南北の小学校ですね、建て替えからかなり古くなっておりまして、特に現在の南小、北小の調理場あたりは、かなり保健所からも指摘を受け、食品衛生監視員の指導を受けながら現在給食の調理にあたっているそうです。これらのところをいまの衛生基準に合ったものにすると、南小で約7,000万円、北小で約7,000万円、北小にあっては、給食施設が手狭で、やはりまた学校の敷地も狭く、隣の住宅を購入しないとそれだけの衛生基準に合ったものができないそうです。

また、この施設、やっただけでも2億500万円というコストの差があるんです

が、もっと私は差があると思います。また、小学校、中学校の現在働いている人たちの人数を見ますと、中学校が正職員が、給食に携わっている正職員が2名、嘱託職員が3名、臨時職員が2名の、計7名で、この人件費が1,200万円だそうです。また、南小は、栄養士が1名、この栄養士は、先ほどの荻原議員の答弁の中で、県から派遣されているということですね。教育次長。県から派遣されている職員で、人件費は県で払っているということですね。栄養士。そうですね。南小に栄養士が1名いるそうですが、これは県の職員で、人件費は県で払っているそうです。南小の正規給食の職員が1名、嘱託職員が3名、臨時職員が3名、計7名で、この人件費が1,300万円。北小が正職員が2名、嘱託職員が1名、臨時職員が2名で、この人件費が1,100万円。3校合わせますと、給食に携わっている職員の人件費というものは、3,600万円だそうです。これが1つになれば、本当にこの人件費だけでも3分の2で収まるのではないかと。

また、自校式で行った場合、いま県から1名の、南小に1名の栄養士が県の職員としていますが、これからの衛生基準、また食育の推進等がどんどん進んでいく中で、やはり中学校、北小学校にも栄養士をつけるという可能性も出てきます。そうすると、県からこの南小に現在1名いるんですが、これを町の経費で栄養士をつけるとなると、そこへまたプラス1,000万円近くの人件費がかかると思います。そんな中で、やはりこのランニングコストを考えれば、町のこの教育委員会の試算だと、300万円とありまして、先ほどやはり教育次長、荻原議員の質問の中で、最高800万円くらい上がるのではないかと試算していましたが、新たに自校式やっていって、栄養士を町の予算の中で払うとなれば、それこそ800万円どころか1,000何百万円の年間ランニングコストの違いが出てくると私は思います。

そんな中で、やはりこういうランニングコスト、町長は自校式と共同調理場方式にした場合、施設だけの建設だけでも安くみても2億500万円、後々の維持管理のランニングコストを見ても、年間にすれば私の試算だと1,000万円以上の試算が出るんですが、そこら辺をどういうふうに考えているか、お答え願います。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） その経費的な問題をどう考えるのかということですが、私は、じゃあ例えばなぜ、これはほかの自治体のことを持ち出して大変申しわけありませんが、学校給食のあり方というのも、1つのその地域の特徴でありますとか、

その地域の、ほかの自治体との違い、こうした町を光らせる、そうした、そして例えば佐久市の中でただ1つある城山小学校などは、その自校給食ということが子どもたちにとっては非常に誇りであったり自慢であったり、そういう状況があります。ですから、ただ単にそうした経費的なことだけではなくて、町としてのそうした特徴の1つとしても考える必要がありますが、確かにいまおっしゃいましたように、経費の問題は非常に重要な問題でありますので、こうした検討の材料の大きな1つとして考えております。以上です。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） 町長、いずれにしましても、もう日本の高度成長時代ではなく、もう日本全体が、経済もある程度の熟成した、要するに安定志向に入った時代に入っちゃっております。いままでどおり財政面、財政がどんどん湯水のごとく収入が入ってくる時代はもう終わりました。やはり、限られた税金の中で最小の経費で最大の効果というものを、町長も考えていただきたいと思います。

いずれにしましても、町長もいろいろな公約を出してきましたが、やはり、私は自校式にこだわるのもいいと思います。ね、それは町長の考えです。だけどやはり、いま言ったように、最小の経費で最大の効果、要するに少ない経費で同じサービスが与えられるだったら、少ない方がずっと私はいいと思いますね。そういう観点でこれからの町政を運営していただきたいと思います。

それで町長もいろいろ公約をやっている中で、私も小学校6年生までの、卒業までの医療費の無料化、賛成です。だから、そういうものを、そういう浮いたお金でやって、そんな小学校6年生だなんて、そんなケチなことを言わないで、中学卒業まで無料にするくらいの、そのくらいの気持ちになってやってもらいたいと思います。是非、そのようにお願いしたいと思います。

そういう、それともう1つ、やはりいま、この自校式、ある程度建築の期限というものが、もういま12月の予算で補正して、プロポーザルの予算が40万円くって、それでいま業者にプロポーザルの要するに絵を描いてもらっていますね。それが16日ですか、16日に何か締め切りという中で、その担当の委員長もいまいない、欠員、教育長もいないという中で、それはどうなるか、ちょっとわからないんですが、プロポーザルをもとに今度は来年度、19年度というのは、今回のあれには出てきてないんですが、設計協議に入って21年から建設を進めるといふ、中学

校の建て替えを、建設を進めるという、もう限られた期限があるんですが、そこら辺のところをやはり早く結論を出さないと、やはりその期限が間に合わない、遅れていくという可能性があるんですが、そこら辺のところを町長はどこら辺で判断するか、お答え願いたいと思います。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えします。

いま、どのように進めていくのか、センター、自校給食にこだわらないでと。そこに私はいま特にそれほどこだわっているというわけではありません。それは、私は、まずは町民の皆さまの中に、先ほど荻原議員の質問の冒頭にも、やはり疑問やわからないことがあるのでということで、幾つかお聞きになっておりましたけれども、やはりわからないことについては、わからないことや疑問については、何らか解決する手だてはとろうじゃないかと。やはり行政として住民への説明責任は十分果たしたよというところまでやろうじゃないかというのが、私の提案です。先ほどは大変教育委員会に対して失礼なことを申し上げましたけれども、それは行政として意見の相違点については、教育委員会と話を詰めて、町の責任として説明をしてまいるといってございませぬけれども、私としては、そこをやはりやって、そしてその判断のもとに結論を出していこうということでもありますので、その点をひとつ、何でも自校給食にこだわるんだと、こういうことではなくて、そういうこと、内容的にはそういうことなので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） 町長、いずれにしましても、学校給食の流れというのは、私も調べましたが、各小さい村で1つの小学校と中学校しかないところは、もう自然に自校になってしまうね。だけど、御代田町みたいに小学校が2つ、中学校が1つとか、そういうふうにある場合や何かの、もう学校給食の流れというふうに見ますと、県内の学校給食の、これは学校の数ではなくて、生徒の、児童数があるんですが、児童と生徒数なんです、69.39%がもう共同調理方式なんです。それで全国を見ても、46.94%、ということは、もう学校給食の流れというのは、共同給食に流れが進んでしまっているんですね。先ほど言ったみたいに、小さい離島の小中学校、同じところで給食やっているのは、自然と自校になってしまうんですが、複数ある学校というのは、もう流れがそういうふうになっています。その中におい

て、やはり……。

(発言する者あり)

はい、そんな中でやはり、世の中の流れというのは、もうそういうふうになってきます。先ほども言ったように、現在の中学校でさえ、建設から50年ね。今度つくれば、いまの新しい建築技術でやって、しかも耐震構造の新建材を使ったものがありますから、これからのものはもっともつと思います。そういう中で、やはり例えば20年後に、どうして御代田は中学校の建て替えのときに共にしなかったのかなということのないように、そうすると、あのとき茂木町長、茂木という町長が出てきて、自校にされちゃったとって、そういうふうにならないように、汚点にしないように。町長のためを思って言っているんですよ。是非、その判断を間違えないようにしていただきたいと思います。

私の通告の質問は、これでおしまいにしたいと思いますが、議長にちょっと、いいですか。通告はなかったんですが、ちょっと時間があったら聞いてくれないかというふうに議員の皆さんに言われたんですが、やっていいですか。

○議長(土屋 実君) はい。

○13番(柳澤 治君) それでは済みませんが、通告はしてなかったんですが、町長も初めての議会の一般質問ということで、大変お疲れだとは思いますが、もうすぐ終わりますので、1つだけやっていただきたいと思います。

町長、公約の中で、特別職の給料、先ほども出たんですが、それを減らして保育園の値下げにしたいというの、あったんですが、町長、この6つの公約の中で、現在の町長は年間給料を1,100万円もらっており、私が町長になった場合は、特別職の給料を2割削減しますと、やはり公約しました。それで、私が計算してみましたら、前の町長も特例として、削減の条例を1割カットの削減の条例をしてありまして、町長の任期中ですから、2月27日まで給料を1割カットしますということで、前土屋町長もやっていました。特別職の条例の町長の給料というのは、条例でうたっているのは、75万8,000円です。それで、1割カットすると、68万3,000円になりますが、この68万3,000円を年俸に計算してみますと、大体1,139万7,000円。賞与とか入れてね。それ、いいですか、町長、ね。それで、町長の公約は、その1,100万円を更に20%削減するということですね。それでよろしいですか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 私は、そのように理解していたんですが、町部局との説明では、町長の任期が切れた時点で、それは特例なので、その任期が切れると、もとの給料に戻るということで、そこからの20%削減というのは、そこから20%の削減だということ、そういう説明でしたので、そういう、だから、前回のときがたしか、10%、9%、私計算では9%だったと思うんですけども、そういうことで、町の方からの説明では、もとに戻ってしまうので、そこからの20%だというふうに、済みません、お聞きしました。申しわけありません。はい。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） 私、これ、なぜいま急ぎょ聞くというのは、さっき茂木町長も公約ですから、4年間の間にやればいいと言うんだけど、給料というのはもう今月からなっちゃうから、それでまた条例改正のやるのを全協の中で説明あるように伺っておりますが、あえてここで聞くようにしましたが、いま茂木町長は、だから1割削減したときから更に2割削減するということ、公約に出したということですね。そういうことですね。はい、わかりました。

そうすると、町長の給料は、月54万6,400円。私が計算したら、そうなります。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 申しわけありません。それで、私は公約したときには、そこからの20%だというふうに理解していたわけです。常識的に考えて。土屋町長のときの給料は、特例だということは知りませんで、それはもう下がったものだというふうに思っていたので、当然、そこから20%削減だということに思っていました。それで、町部局からの説明では、それは特例なので、既にだから前町長が辞めた時点でその特例は廃止されたので、またもとに戻って、そこからの20%になりますという説明を受けました。以上です。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） そういうふうに説明を受けたけれど、町長としては要するに1割下げた中の更に2割を下げるという公約をしたということですね。そうですね。そうすると、先ほど言った、私の言った、町長の給料は54万6,400円。それで、今度は条例改正になりますから、副町長の給料が44万5,600円。それで

教育長の給料が38万9,200円。そういうふうになりますが、そういうことでいいということですね。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） そこは、私の理解が、私は選挙公約では柳澤議員がおっしゃったようになるというふうに思っていました。ところが、その町部局の理解は、もとに戻ってしまうので、そこからの20%ですよということでお聞きしています。ですから、私が考えていた基準が違ったことになってしまいます。以上です。

いずれにしても、20%の削減は間違いがありませんが、その基準が、基準の理解が正確では、私の思っていたのと町部局が思っていたのが違ったということになると思います。以上です。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○13番（柳澤 治君） そうすると、これも条例改正をすれば、できることですが、町長はどちらをいただくことにするということですか。戻っても、だから町長の理解というのは、あくまでもそれは町長が決めることができますからね。そういう議会へ提出すれば、議会もオーケーというふうに。だから、町長は1割削減したのを基準だと思っていた。事実、だけど実際は、その条例は前町長の任期が終わった時点で廃止になっちゃって、それでもとの町長の給料が75万8,000円に戻っちゃった。だから、町ではそうなると2割カットというと、75万8,000円から2割を引いたのというと、先ほど私の言った金額より多くなるんですが、町長はどちらをいただくつもりでしょうか。それは町長の提案でできるんですがね。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

この件につきましては、条例改正で全協の中でご説明申し上げるということになっていますが、私としては、その最初のところからの20%削減、こういう考えでありましたけれども、ただ、いろいろなその議論の中で、そうしたら、じゃあ教育長のなり手がなくなってしまうじゃないかとか、そういう、つまり職員より、課長よりずっと下がってしまうと、こういうこともあって、町としては、ただ私の言っていることも間違っていないことでありまして、それはその基準が、基準から20%削減ということでもありますので、そこは20%削減ということには何ら間違いはありませんので。以上であります。

○議長（土屋 実君） 柳澤 治君。

○ 13 番（柳澤 治君） この件に関しては、要するに今回の議会にもう条例改正を出さなければ、3月の給料はもう支払えなくなってしまうものでね。全協の中で細かく動議するということですね。そういうことでいいですね。はい、わかりました。

では私の通告のすべてを終わりにいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告9番、柳澤 治議員の通告のすべてを終了いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時24分